

# 日本醫史學雜誌

第 18 卷 第 2 号

昭和 47 年 6 月 30 日發行

---

## 原 著

- 養老令にみる奈良時代の疾病観と疾病……………宮崎 吉平…( 93 )  
瑞方面山の「典座教訓聞解」について……………関根 正雄…( 107 )  
坪井信道のヒポクラテス賛の作詩の年代……………緒方 富雄…( 119 )  
秋田の蘭医岩谷省達……………松木 明知…( 123 )  
「鶴斎遺稿」について ( 四 )……………大鳥蘭三郎…( 127 )  
弘前藩の定府藩医須川隆白一伊沢蘭軒覚之書一…松木 明…( 135 )

## 評 伝

- 頼山陽の病志 ( 一 )……………富士川英郎…( 139 )

## 資 料

- 堀内文書の研究 ( 六 )……………片桐 一男…( 149 )

例会記事……………( 156 )

雑 報……………( 159 )

---

通 卷 第 1388 号

## 日 本 医 史 学 会

東京都文京区本郷2-1-1  
順天堂大学医学部医史学研究室内  
振替口座・東京15250番  
電話 (813) 3111 内線 544

# 醫學の寶玉



## 金原出版創業百年記念事業

第四回作品

日展評議員

長谷川義起



醫聖

# 杉田玄白立像



桐箱入・長谷川義起先生箱書

ブロンズ立像(高さ35cm)  
頂面 三〇〇、〇〇〇円

### ●制作者の言葉

#### 杉田玄白先生像について

彫刻家 長谷川義起 識す

医聖 杉田玄白のことは古くから聞いていたが、このたびはからずも、その彫刻像の制作を金原出版株式会社より依頼された。資料の収集に着手してみると、あのように高名にもかかわらず、意外に文献が少なくて困った。

苦心して文献を探し集め、構想を練ること半歳、その偉大な業績を想い、医聖の風格を具現しようとして、心血を注いだ。仕上げる段階になつて、依頼者側の批判を受けて一応その合意を得た。しかも、その批判の言葉の中に、私の心に響いてくるものがあった。偉大な玄白と、似る、という二つの構成上の要素を、造形芸術として、調和の世界を彫り上げよう、昇華させようとして繰り返し追求して、出来上がったのがこの像である。

頒布元

金原出版株式会社  
医学文化保存事業部

TEL 03 811 7162 (代表)

## 養老令にみる奈良時代の疾病観と疾病

宮 崎 吉 平

## はじめに

日本の疾病史を繙かんとする人は誰でも、先づ日本書紀および古事記を通覧することであろう。日本史を解明しようとする人もまた然りである。併しながら、歴史家が指摘するように、これら記紀のどこまでが実在であり、各天皇の年代が果して西暦何年に相当するのか等について、常に論争が絶えない。

記紀をみると、本邦における疾病流行の最初の記載は、日本書紀崇神天皇五年の項の『国内多疾疫、民有死亡者、且大半矣』というものである<sup>(1)</sup>。これとて、現実であったのか、或いは虚構であったのか、明らかでなく、しかも崇神天皇の時代というものが何時頃であったのかも難しい問題である<sup>(2)(3)</sup>。また、記紀に記載されている本邦の初期の流行疾病は、大部分が疫病<sup>エヤミ</sup>とされているのみで、疾病の本体や症状に関しては全く記録がなく、例えば、欽明天皇十三年に流行した疫気<sup>(4)</sup>についても、痘瘡を想定する人と麻疹を考える人とがあって一定していない<sup>(5)</sup>。

ともあれ、疾病史を解明する手掛りとしては記紀は有力なものであり、多数の先人によって既に可成り克明に調査されている。この古事記は和銅五年(七二二年)に、日本書紀は養老四年(七二〇年)に撰上されている。そうして此等記紀撰上とはば同年代の養老二年(七一八年)に制定されたものに養老令がある<sup>(6)(7)</sup>。

養老令は、天智朝の近江朝廷之令、持統朝の飛鳥浄御原朝廷之令(天武令)、更には、大宝律令が次第に修正されて出

来たものであるとされている。養老二年（七一八年）に制定された養老律令は、令十卷、三十篇、律十卷、十二編よりなるものであるが、これが施行されたのは孝謙天皇の天平宝字元年（七五八年）であるとされている。その後、律令の編纂はなかったが、令文の解釈が区々で統一されていなかったため、淳和天皇の天長三年（八二六年）に令義解の撰修が行われ、天長十年（八三三年）に令義解十巻が完成し、翌承和元年十二月にこれが施行せられたのである。ここにおいて令の解釈が一定になり、令義解が令と同一の法的効力をもつこととなったのである。したがって、大宝律令は大宝二年（七〇三年）から天平宝字元年（七五八年）まで五十五年間行われ、養老律令は天平宝字元年から承和元年（八三四年）まで十七年間行われ、それ以後は養老令と共に令義解が行われたと言えよう。この養老律令は、亡佚して現在に伝っていないが、令義解および令集解が現存し、その大部分が収録されているので、そこから、今日我々はその全貌を知り得るのである。

養老令には、二十七条からなる医疾令がある。この医疾令は倉庫令と共に残欠していたものであるが、塙保己一によって令集解や政事要略から拾集されたもので、塙氏はその末尾に『右倉庫医疾の二令の散佚すでに久し。今、続日本紀、類聚三代格、政事要略、令集解等に引く所のもの抄し、これを編む。古本に復すること能はずと雖も以てその概を見るべきなり』と付記している。この医疾令は医史学者等により可成り詳細に究明されているが、その内容は医事制度を規定しているのみで、疾病の予防等、疾病自体に関することには全然言及されていない。したがって、医史研究者にとって、養老令は奈良時代の医事制度を知る法典であるとのみ解されてきたくらいすらある。

ところが、養老令の全体を通読してその内容を整理してみると、医疾令以外の条文の中に、意外にも一貫した疾病観が存在していることが見出される。そこで、私が理解した養老令にみる疾病観および疾病の内容をここに述べて、碩学諸賢の御批判を仰ぐ次第である。

一 養老令の疾病観 — 疾三等の規制 —

(1) 疾三等が規制された背景

衆知のごとく、律令国家の法典としての養老令の中には、種々の規制がある。しかも、これら律令の実施施行にあたっては、対象が人である関係上、健康と疾病という問題が常に付随して来る。このような背景の下で、疾三等が規制されていると考えられるので、先づ、背景となつてゐると思える令中の条文について考察を加えて行くことにする。

古来、年令によって段階が設けられていることは多いが、その呼び方は諸書により一定していない。養老令でも年令による段階的規制が、卷二、第八篇、戸令第六条にみられる。これによると、男女三才以下は黄、十六才以下は少、二十才以下は中、男では二十一才を丁とし、六十一才を老、六十六才を耆としている。なお、令抄に、『戸とは民戸をいう。百姓の居る所なり。云々』とあり、戸令では、地方行政の組織、戸籍、婚姻、相続、身分などが規定されている。

戸令第六条

凡男女三歳以下為<sub>レ</sub>黄。十六以下為<sub>レ</sub>少。廿以下為<sub>レ</sub>中。其男廿一為<sub>レ</sub>丁。六十一為<sub>レ</sub>老。六十六為<sub>レ</sub>耆。無<sub>レ</sub>夫者、為<sub>レ</sub>寡妻妾<sub>一</sub>。

このような年令段階の規制の外に、養老令卷三、第十篇には三十九条からなる賦役令がある。ここに言う賦役とは、集解によれば『跡いはく、人身に従つて役所に輸<sub>レ</sub>ずを総べて賦といひ、身を役するを役という。皆、課役と同じきのみ』とあり、賦とは金品による貢物であり、役は労力で献ずるものであると考えることができる。当時の租税は、令制によると、租、庸、調、雑税から成つてゐる。このうち、租とは田租であつて、田租のことは田令において別に規制されているが、賦役令では田租以外のものが規定されているのである。調と庸を課せられるものは課口といわれ、これが免ぜられる

ものは不課といわれている。この課口は、正丁（壮丁）（二十一才以上六十才迄の男子）、次丁（老丁）（六十一才以上六十五才迄の男子）、中男（少丁）（十七才以上二十才迄の男子）の三種に分けて規制されている。

賦役令第四条には徭役と留役が規定されており、同三十七条には雑徭のことが規定されている。

（註） 徭役には、歳役（正役）、留役、雑徭の三種がある。

この規定によると、正丁の歳役では毎年十日間、京師または地方で官のために労役に服することになっており、歳役を超過する服役が留役といわれ、留役三十日に服したものの租と調は免除になる。次丁の歳役は五日、留役は十五日であり、中男および京畿内の正丁および次丁は歳役も留役も免ぜられている。雑徭とは、正役（歳役）以外の公共の用に供するために各地方で課役する労力税であり、義解からみると、正丁の雑徭は六十日、次丁は三十日、中男は十五日であったと考えられる。

#### 賦役令第四条

凡正丁歳役十日。若須<sub>レ</sub>収<sub>レ</sub>庸者、布二丈六尺、（一日二尺六寸）須<sub>レ</sub>留役<sub>一</sub>者、滿<sub>三</sub>卅日<sub>一</sub>、租調俱免。（役日少者、計<sub>二</sub>見役日<sub>一</sub>折免）通<sub>三</sub>正役<sub>一</sub>、並不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>過<sub>三</sub>卅日<sub>一</sub>。次丁二人、同<sub>二</sub>正丁<sub>一</sub>。中男及京畿内、不在<sub>レ</sub>収<sub>レ</sub>庸之例。其丁赴<sub>レ</sub>役之日、長官親自点検、并<sub>レ</sub>閱<sub>三</sub>衣粮<sub>一</sub>、周備。然後發遣。若欲<sub>レ</sub>雇<sub>二</sub>当国郡人<sub>一</sub>、及遣<sub>三</sub>家人<sub>一</sub>代役<sub>上</sub>者聽之。劣弱者不<sub>レ</sub>合。即於<sub>三</sub>送簿名下<sub>一</sub>、具注<sub>二</sub>代人貫属姓名<sub>一</sub>。其匠欲<sub>レ</sub>当色雇<sub>二</sub>巧人<sub>一</sub>代役<sub>上</sub>者、亦聽之。

#### 賦役令第三十七条

凡令条外雑徭者、毎<sub>レ</sub>人均使。総不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>過<sub>三</sub>六十日<sub>一</sub>。

また、賦役令第三十八条には、五十戸の中から二人を仕丁として徴発し、就労年限は三年であるということも規定している。

#### 賦役令第三十八条

九仕丁者、每五十戸二人。(以一人宛<sub>ニ</sub>断<sub>ニ</sub>丁)三年一替。若本司籍<sub>ニ</sub>其才用<sub>一</sub>、仍自不<sub>レ</sub>願<sub>レ</sub>替者聽。其女丁者、大國四人、上國三人、中國二人、下國一人。

その他、養老令卷五、第十七篇に軍防令があり、ここでは国防軍備に関することが規定されている。軍防令第三条では、徴兵の方法が述べられており、三人の丁のうち一人の丁を徴発するとされている。義解によれば『これは多丁の戸のために文を立てたり。若し戸内に丁少きときは、亦他の戸を通じて取るべし。即ち、一國の丁を惣じて三分となし、その一分を取るの義なり。その分を為すの法は、烽子、事力(從卒)等の類を除きて、残れる所の丁を以って、すべて三分となすなり。但し隊正以上は須らく二分の内より之をとるなり』とある。すなわち、一國の丁のうちの三分の一は付近の軍団に配属されるという規定になっていると解される。

### 軍防令第三条

凡兵士簡点之次、皆令<sub>ニ</sub>比近<sub>ニ</sub>団割<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>隔越<sub>一</sub>。其心<sub>ニ</sub>点入<sub>ニ</sub>軍者<sub>一</sub>、同戸之内、每<sub>三</sub>丁<sub>一</sub>取<sub>二</sub>一丁<sub>一</sub>。

以上概略を述べて来たごとく、律令国家では令制を規定するにあたって、年令段階を区分する必要があった。何故なら、租税にしろ、徴兵にしろ、対称は壮健なものでなければならなかったからである。すなわち、租税や徴兵の可能な年令制限をする必要があったのである。ところが、年令制限のみでは不十分で、その人間が健康であるか否かが大切なことになって来る。健康者でなければ、租税も徴兵も可能にならないからである。養老令にみられる疾病観の背景にはこのような令制が存在していたと老えたい。

### (四) 養老令における疾病観―疾三等の規制―

租税や徴兵の必要からでも、令制では健康者と病人とを区別するべきであった。衛生観念が今日よりも当然低かったと

想定される当時のことゆえ、流行性疾患の伝播は猛烈であつたであろうし、病人も多かつたであろうことが推定される。ところが、不思議とも思えることは、養老令卷八、第二十四篇に医疾令がありながら、この医疾令では、疾病やその予防および防疫に関する規定は一つも見出し得ない。医疾令は医事制度のみを規定しているのである。

ところが、養老令卷二、第八篇戸令第七条では、疾病が残疾、癆疾、篤疾の三等級に区分されている。

#### 戸令第七条

凡一盲目、両耳聾、手無<sub>二</sub>一指<sub>一</sub>、足無<sub>三</sub>三指<sub>一</sub>、手足無<sub>三</sub>大拇指<sub>一</sub>、禿瘡無<sub>レ</sub>髮、久漏、下重、大瘰癧、如<sub>レ</sub>此之類、皆為<sub>二</sub>残疾<sub>一</sub>。癰腫、侏儒、腰脊折、一支癆、如<sub>レ</sub>此之類、皆為<sub>二</sub>癆疾<sub>一</sub>。惡疾、癩狂、二支癆、両盲目、如<sub>レ</sub>此之類、皆為<sub>二</sub>篤疾<sub>一</sub>。このように疾病が三区分されていることは、極めて有意義なことであり、この疾三等の規制によって令制はさらに実施可能な現実的なものとなっているのである。

そこで、ここに区分されている疾三等（残疾、癆疾、篤疾）が養老令の他の条文で、どのように解釈され処理されているかを次にみてもみることにする。何故なら、そこから、疾三等がどのように当時理解されていたかを知り得るであろうし、更に当時の疾病観の一端を知り得るであろうと思えるからである。

戸令第八条によると、残疾は老と共に次丁となる。すなわち、残疾者は年令的に正丁として扱われるべきであっても、令制的には次丁として全ての面で扱われていたのである。また、賦役令第十九条によれば、残疾者は徭役を免れることが規定されている。

#### 戸令第八条

凡老殘並為<sub>二</sub>次丁<sub>一</sub>。



賦役令第十九條

凡舍人、史生、伴部、使部、兵衛、衛士、仕丁、防人、帳内、資人、事力、職長、烽長、及内外初位長上、勳位八等以上、雜戸、陵戸、品部、徒人在<sub>レ</sub>役、並免<sub>二</sub>課役<sub>一</sub>、其主政、主帳、大毅以下、兵士以上、牧長帳、馭子、烽子、牧子、国学博士、醫師、諸学生、侍丁、里長、貢人得<sub>レ</sub>第未<sub>レ</sub>叙、勳位九等以下、初位、及殘疾、並免<sub>二</sub>徭役<sub>一</sub>、其坊長、佃長、免<sub>二</sub>雜徭<sub>一</sub>。

さらに、戸令第五条、第十一条および第二十条によると、計帳、戸籍を作製する場合に、年令を計算せねばならないし、健康者か病人かを見極めねばならない。丁に入ったものには課役が課せられるし、耆、癯疾、篤疾に入ったものは課役を免ぜられるし、八十才以上および篤疾者には侍（附添看護人）が給されることになる。また、このために、国司は实地にその顔や形状を見定めて、實際と帖簿とが一致するようにせねばならないことが規定されている。

戸令第五条

凡戸主皆以<sub>二</sub>家長<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>之。戸内有<sub>二</sub>課口<sub>一</sub>者、為<sub>二</sub>課戸<sub>一</sub>。無<sub>二</sub>課口<sub>一</sub>者、為<sub>二</sub>不課戸<sub>一</sub>。（不課、謂<sub>二</sub>皇親、及八位以上、男年十六以下、并蔭子、耆、癯疾、妻妾女、家人、奴婢。）

戸令第十一条

九年八十及篤疾、給<sub>二</sub>侍一人<sub>一</sub>。九十、二人、百歳、五人、皆先尽<sub>二</sub>子孫<sub>一</sub>。若无<sub>二</sub>子孫<sub>一</sub>、聽<sub>レ</sub>取<sub>二</sub>近親<sub>一</sub>。无<sub>二</sub>近親<sub>一</sub>、外取<sub>二</sub>白丁<sub>一</sub>。若欲<sub>レ</sub>取<sub>二</sub>同家中男<sub>一</sub>者並聽。郡領以下官人、数加<sub>二</sub>巡察<sub>一</sub>。若供侍不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>法者、随<sub>レ</sub>便推決。其篤疾十歳以下、有<sub>二</sub>二等以上親<sub>一</sub>者、並不<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>侍。

戸令第二十条

凡戸口当<sub>二</sub>造帳籍<sub>一</sub>之次、計<sub>レ</sub>年、將<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>丁老疾<sub>一</sub>、応<sub>レ</sub>徴<sub>二</sub>免課役<sub>一</sub>、及給<sub>レ</sub>侍者、皆国司親貌<sub>二</sub>形状<sub>一</sub>、以為<sub>レ</sub>定簿。一定以

後、不<sub>レ</sub>須<sub>二</sub>更<sub>一</sub>貌。若疑<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>奸欺<sub>一</sub>者、亦隨<sub>レ</sub>事貌定、以附<sub>二</sub>帳籍<sub>一</sub>。

以上述べて来た条文から、残疾、癱疾、篤疾の疾三等は、その重症度によって区別せられていたことが分る。すなわち、篤疾が最も重症であり、癱疾、残疾の順となっている。しかも、その重症度に三階級を設定した基本的な考え方は、疾病に対する自然科学的なものではなくして、前述したごとく、租税や徴兵などの必要性によるものであることが推察されるのである。律令体制は時代と共に恐らく変貌していったであろうし、このような疾病観も変化していったかも知れないが、養老令制定当初の疾病観はここに述べたごとくであったと理解されるのである。

## 二 養老令にみる疾病—疾三等の内容—

疾三等（残疾、癱疾、篤疾）は、前述のような背景をもって、令制的に規制されたと解されるので、次に、戸令第七条（前出）に記録されている疾病内容について、私見を混えて考察を加えてみることにする。

(イ) 残疾—令制下では最も軽症とされている疾病である。

一目盲

一方の眼が盲である。

両耳聾

両方の耳が聞えないものである。

手無二指、

足無三指、

手足無大拇指、

義解に『拇は大指なり。或は手、或は足に大拇指なきもの之なり。若し手足共に無ければ自ら癩疾に従ふべし』とされている。また、集解に『釈にいはく、案ずるに手に二指なしと、若し左右みな二指なくば、殘疾とすべからず。跡いはく、片足は二指なく、手に一指なきは殘疾なり。釈にいはく、一手に四指なくば癩疾となすべし。凡そ此の如きの類とは、皆臨時の処分なり。今ほば体例を挙げたるなり。朱にいはく、手足に大指なしとは一なく二なきをいふ。皆同じなり』とされている。

このような状態は、外傷性にみられた場合もあったであろうが、後述するごとく、当時すでに癩病が本邦に存在していたと推定されるので、癩によるものも多かったのではあるまいか。

#### 禿瘡無髮

義解によると、『頭上に瘡を生じ、白虫あるを痂カという。その痂、甚だ癢カユし。故にその上髮、禿げ落ちて生ぜざるなり』とされている。

頭部の急性炎症（丹毒等）、黴糠性脱毛症なども考えられるが、衛生觀念の未發達の當時のことゆえ、伝染力のある黄癬、白癬などが存在していたのではあるまいか。なお、「禿瘡」という語は、現在の皮膚科領域では、深在性白癬の一つとして、「チェルズース禿瘡」という語がある。また富士川游氏によれば、享保十五年（一七三〇年）の鍋カブリとは丹毒であるとされている。後述の癩もこの原因の一つと考えられるかも知れないが、義解通りに解釈すれば、白癬や黄癬が当時の日本には可成り蔓延していたのではあるまいか。

#### 久漏

久漏とは、義解によれば『身に孔穴あり。膿汁潰漏し、久しくして止らず。故に久漏といふなり。漏或は瘻ウツに作る』とされている。化膿性皮膚炎は当然、衛生思想の貧困な當時のことゆえ多々存在したであろうし、癩性潰瘍の混合感染もあったのであろう。

## 下重

義解によれば、下重とは『陰<sup>ツ</sup>頰<sup>ヒ</sup>をいふなり。陰核脹腫、陰を得て即ち発し、その大なること升の如し。沈重行き難し、故に下重といふなり』とされているし、集解によれば『釈にいはいく、(男子の)下部過重にして行驟に便ならず』とされている。これはフィラリアの症状ではないかと推察されるが、富士川游氏は、「難経」にみられる「下重」とは赤痢のことであると述べている。(同氏は養老令中のこの下重については言及していない)。下重を一般的下痢症と考えると、赤痢、コレラ、腸チフス等も考えてみなければならないが、富士川游氏によれば、赤痢は貞観三年(八六一年)に記録があるが、腸チフスは江戸時代延宝二年であり、コレラは文政五年(一八二二年)が最初の記録であるとされている。

下重という症状が令制上の疾病分類であるということを考えると、急性疾患というよりは慢性疾患であろうと推察され、フィラリアや、時には脱腸のような症状があてはまるのではあるまいか。

## 大癭瘻

義解によると『癭は頸の腫るるなり。瘻は足の腫るるなり。その小なるものは亦この限に入るを嫌う。故に大の字を加えて以て別つなり』とされている。癭とは甲状腺腫(殊に地方病性甲状腺腫)を指し、瘻とは象皮病を言っているのではあるまいか。

本邦では少いとされている地方病性甲状腺腫も、その多発性にみられる地方では巨大な甲状腺腫のみられることを著者自身経験している。<sup>(11)</sup>

前出の「下重」という症状と、この「瘻」という症状とを併せ考えてみると、フィラリアの症状が最もよく合致しているのではあるまいか。フィラリアは今日、本邦では非常に少くなっているが、青森のような寒い地方にも存在するといわれている。<sup>(12)</sup>

以上が、養老令で残疾としてあつかわれていた症状である。ここで、著者にとって異様に思えるのは、今日あまり重要視されていない地方病性甲状腺腫、フィラリア、白癩などといったものが当時の日本に多かつたであろうと推定されることである。恐らく、白癩とかフィラリアとかいったものは、奈良時代から近年まで日本に蔓延していたのであろう。北斎の版画にも、自分の鞆丸を布につつんで天秤棒にかけ、相棒と二人がかりでかついでいる絵がある。<sup>(12)</sup> 地方病性甲状腺腫は、今日、本邦で殆んどみられないが、食生活の関係などで当時には可成り多数に存在していたのではあるまいか。あるいは、奈良朝当時、外来民族が多量に日本へ渡来して来ていたのであろうか。

#### (四) 癱疾

癱疾は、既述したごとく、残疾よりは重症であるが、篤疾よりは軽症のものであると理解される。義解によれば、癱疾とは『痼疾なり。人事を癱するが故に癱疾といふなり』とあり、永く治らない疾病の意味に解される。

#### 癡症

義解によれば『慧ならざるを癡となし、語らざるを瘖となす』とされているので、白痴者および啞は癱疾として扱われていたと解される。

#### 侏儒

義解にも『短人をいうなり』とある。

#### 腰脊折

義解によれば『腰と脊と相須たざるなり。若し共に折れたらば、おのづから篤疾とすべきなり』とあり、脊椎カリエスや佝僂病が意味されていたのではあるまいか。

#### 一支癱

四支とは両手、両足を合せていうと解されるので、一支癱とは、両手、両足のうちの一つ（一支）が折れたりして役

に立たないことを指していると解される。

## (ハ) 篤疾

養老令では最も重症なものであると解され、既述のごとく、篤疾者には附添看護人が給される規定になっている。

## 悪疾

義解によると『白癩をいふ。この病は虫ありて五臓を食む。或は眉睫、墮落し、或は鼻柱、崩壊す。或は語声、嘶へ  
変じ、或は支の節、解落す。亦よく傍人に注染す。故に人と床を同じうすべからず。癩あるひは癩に作るなり』とさ  
れている。また、集解によると、『釈にいはいく、遍身爛灼し、体上に皮なく、毛髪は凋零す。指節は自解する。触る  
るの類繁多なり。総じて悪疾という。唐にて病癩と称するは悪疾の別名なり』とされている。したがって悪疾とは癩  
を指すものであると解される。

## 癩狂

癩狂とは、義解によれば『癩は発するときに地に仆れ、涎沫を吐き覚ゆる所なきをいふなり。狂は或は妄りに触れ走  
らんと欲し、或はみづからを高賢とし聖神といふがごときなり』とされているし、集解によれば『葛氏にいはいく、凡  
そ癩疾発れば地に仆れ涎沫を吐き知るなし。又はいはいく、狂おれば走らんと欲す。或は自らを高賢聖と称するなり』  
とされている。すなわち、癩は癩癩を指し、狂は狂人を指していると解される。

## 二支癡

両手、両足のうちの二つ（二支）が折れたりして物の用に立ち得ない状態であろう。

## 両目盲

全くの盲人を指すと解される。

なお、集解には、『跡はいはいく、凡そ残疾に二種あれば癡疾とし、癡疾に二種あれば篤疾とし、次を以て臨時に合定す。

故に「の類」といふ。古記にいはく、残疾に二種以上あれば、状に随つて斟酌して癡疾に入る。癡疾に二種以上あれば、亦此に准じて篤疾に入る。但し二種以上ありと雖も、その身まさに残疾癡疾たらば、なほ残疾とし、癡疾とするのみ』とされており、令に記載された病状に限つて、合併している場合には考慮が払はれていたことが知られる。

以上から、奈良時代には、令に記された疾三等の病状の者が大部分で、恐らく、その他に重症疾患はなかったのであると推察される。換言すれば、当時、疾病と考えられていたものは、この疾三等の内容に大部分もり込まれていたものと想像される。すなわち、私の理解が正しければ、癩、癩癩、狂人（精神病者）、白痴、侏儒、啞、盲、聾、脊椎カリエス（または佝僂病）、フィラリア症、（地方病性）甲状腺腫、化膿性皮膚炎（混合感染が多いであろう）、白癬（または黄癬）、身体障害者が当時疾病とみとめられていたものであろう。その他の急性伝染病は、当時未だ日本に到来していなかったと推定することも可能であらう。他面では、当時の疾病観からすると、急性伝染病は疾病ではなくして天刑であつたのかも知れないし、あるいはまた、令制の中では急性伝染病による例外を考える必要がなかったのかも知れない。何れにしても、前出の病状を示すものだけが、令制下で病人と認められていたと言えよう。

## む す び

養老令を通覧してみると、令制を確立するための一方法として、一つの疾病観が見出される。これは科学的論拠には比較的乏しいが、令制実施のためには有効なものとなつていたのであろう。

養老令では、疾病は残・癡・篤疾の三等級に分類され、最も重症者は篤疾で、以下癡・残の順となっている。

疾三等に規制されている疾患（症状）を分析してみると、当時の日本には、癩病、癩癩、狂人（精神病者）、白痴、侏儒、啞、盲、聾、脊椎カリエス（または佝僂病）、フィラリア症、（地方病性）甲状腺腫、化膿性皮膚炎、白癬（または黄

癩)、身体障害者等が存在していたことが推定される。

### おわりに

医学史的研究は、私にとって初めてのものである。本来の病理学研究の余暇に、自分の興味の向くままに検索調査してきたことであるので、文献的に不備があるかも知れないし、疾病症状に対する理解にも不届の点があるかも知れない。これらの点に関して、諸先生の御教示、御指導を願えば幸甚である。(神戸大学医学部病理学教室、助教授)

### 参考文献

- (1) 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注：「日本書紀」上、二八三～二八九頁、日本古典文学体系、岩波書店(昭和四十四年)
- (2) 水野祐：日本古代の国家形成、講談社現代新書(昭和四十三年)
- (3) 齋藤忠編集解説：日本国家の成立を探る、至文堂(昭和四十六年)
- (4) 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注：「日本書紀」下、一〇二～一〇三頁、日本古典文学大系、岩波書店(昭和四十四年)
- (5) 富士川游著、松田道雄解説：日本疾病史、一〇二頁、東洋文庫、平凡社(昭和四十四年)
- (6) 会田範治：註解養老令、有信堂(昭和三十九年)
- (7) 新訂増補国史大系
- (8) 日本歴史、岩波講座、岩波書店(昭和四十六年)
- (9) 富士川游著、松田道雄解説：日本疾病史、東洋文庫、平凡社(昭和四十四年)
- (10) Aschoff, L.: Zur Kropfrage in Japan. Eine Reiseerkenntung. Vichow Arch., 254: 841—842 (1925)
- (11) Miyasaki, K. et al.: A study on the endemic goiter in Madjalengka district of the Republic of Indonesia. Kobe J. Med. Sci., 13: 181—220 (1967)
- (12) 亀谷了：寄生虫紳士録、オリオン社(昭和四十年)



原著

日本医史学雑誌・第十八卷  
第二号・昭和四十七年六月  
昭和四十七年三月十五日受付

## 瑞方面山の「典座教訓聞解」について

関 根 正 雄

### はじめに

瑞方面山は『典座教訓聞解』を、明和四年（一七六七）に著述し、明和六年（一七六九）にこれを刊行した。本稿で使  
用したテキストは、京都貝葉書院で刊行したその覆刻版である。<sup>(1)</sup> 全一卷で37丁から成り本文はカナ交り文である。この書  
は、永平道元の『典座教訓』の解説書である。『典座教訓』は道元が嘉禎三年（一二三七）に著述し、越前永平寺の『永  
平清規』に収められている。<sup>(2)</sup> 全一卷で18丁から成り、原文は漢文でかかっている。

「典座」とは禪宗寺院に在って、在宿する僧たちの給食を調理する役僧の職名である。『典座教訓聞解』（以下「聞解」  
という）の本文は、典座の定義・行為・意義・事例・意志などについて、『典座教訓』（以下「教訓」という）の原文に沿  
うて忠実に解説したものである。筆者はここで右のうちの、現代の集団給食に関連する事項を抽出し、二三の所見をのべ  
ようと思う。瑞方面山（一六八三—一七六八）については、その門下の祖量が記述した『永福開山面山和尚年譜』<sup>(3)</sup> に詳し  
くのせられている。

### 『典座教訓聞解』の内容について・その一

典座の名称は、摩訶僧祇律卷七にでている陀ヒヨウ摩羅子の事蹟から出発したという。世尊在世のとき、20才にして阿

羅漢になったと伝えられるこの俊英が「九事を典知」したとき、その九事の第一にあげられる「牀ヲ付スルノ坐ヲ次ニ典ズ」ということから、座をつかさどる典座という名称がでたとする。「坐ヲ次ニ典ズ」とは、会合の席上で長老たちが占める席の順序をつかさどることである。面山はこのテキストで、「九事」について8の事項を挙げているが「摩訶僧祇律卷六・卷七、僧残戒を明すの余」<sup>(5)</sup>と比較すると、九事の3番目の「諸会に差するを次に典す」が抜いてある。これは、僧団から僧が檀越の家の行事に派遣されるとき、今回は誰が行き次回のときは誰がいくかという次第をつかさどることである。「聞解」の説明のなかに、この項だけが抜かされている理由はわからない。本文を記録した面山の門下の慧観がかき落したのもあろうか。

典座は、禅宗寺院の6種の知事のうちのひとりである。面山は、道元の原文の「従本有六知事」の知事の名称を『釈氏要覧』<sup>(5)</sup>から採った監寺・維那・典座・直歳の「主事四員」と、それに合せて、監寺の役務を分職した都寺・副寺との2を加えて六知事としている。『釈氏要覧』には知事という名称はでていない。こうした知事は、すべて「仏子」であるから、知事の職務はすべて「仏事ヲ作ス」と同じ事であるとし、面山は「諸仏子日夜」の行動は、すべて仏事のみで成り立っていると述べている。

次に典座の定義については、道元の原文によれば「典座一職是掌衆僧之弁食」となっている。面山は、この典座職は非常に重要なものであって「職トハ主ノコトナリ」と、それが責任者であることを明示している。そして、もしこのひとに修道する心が薄かったならば、この職務は、日常の修道のうえに更に更に苦勞の多い用事を積み重ねて与えられることとなり、自他ともに満足のいく訳はありえない、それでは給食業務自体が仏道をなすという本来の意義が失はれてしまうといっている。

この意味は仏法では「食」というものの解釈が、現代のわれわれの解釈とはちがっていて、肉身(肉体)を養う食を正確に言えば「世間食」<sup>(6)</sup>といって、これは4種類の食から成っている。そのなかの1種類が搏食(段食)と呼ばれ、香・味・

触に關係する色法を本体とするので、是れがわれわれの普通にいう飲食物に該當するのである。こういう世間食の1種をつくる仕事であるから、典座の業務は仏道であり、これに努力することは修道のひとつになるのである。かように解釈すると、現代の総合病院の給食業務が、広い意味の人間関係の場であつて、治療を目的とする給食の内容を批定して、同じ発想が成立するように思われてくる。

### 「聞解」の内容(二)・その二

典座の仕事の段取りは、その日の昼食が終つた時から始まる。まづ、翌日の朝食と昼食との糧秣を、副寺の所へ行つて調達してくる。副寺は、前述の如く六知事のひとりで、旧称を庫頭と称し寺院内の物品金銭の出納を主なる仕事とする。糧秣になる材料を寺院の外部から購入する実務は、やはり典座の業務にはいるので、買い出しにも出かけなければならぬ。そのほか内部の碓房に入つて、米つきをするのも典座の業務にはいる。とにかく、受領した材料は「自分の眼球を大切にすることを取扱へ」という。次には、厨(庫堂)に6人の知事が集合して、翌日の献立の会議を開く。それが決定したら、典座はその献立を「嚴浄牌」という塗り板に記入して、これを方丈と衆寮とに提出する。これは、献立を寺院の管理者に報告し、一般にも公表するわけである。これが済んで、直ちに明日の調理のための準備にかかるのである。

典座は、大型の寺院では、輩下にあたる飯頭・羹頭・行者・奴子・火客などと仕事する。自らその陣頭にたつて「米をやり分け、野菜を調え」といわれる。ひとつに目を通し、ひとつに目を通さないというようなことがあつてはならない。何故なら、この行為は仏に仕えるものであるから、仏の功德のひとつかけらも無駄にせず、些細なことでも善きは積み重ねて仏への功德とするという。ここで原文は「先看米便看砂、先着砂便看米……自然三徳円満、六味具備」という。そして、洞山良价(八〇七―八六九)のもとで典座をつとめていた雪峰義存(八二二―九〇八)の事蹟がのべられる。洞山が「米も砂も同時にやり分けてとり除けば、あとに何が残るか」と雪峰に質問したのに対して、雪峰は黙つて、よつていた

米のザルをぶちまけたというのである。洞山はこれを、雪峰には未到地の境界があつて、将来大物になると見抜いたという。このように、米と砂とをより分ける行為が、仏法の修業と同じように少しの弛るみもないならば、炊飯は如法にできあがり、風味も程よくできあがり、無常無我などの6種の境地の味がとり入れられるという。

米の選別と淘ぎあがりか、次はその日の昼間の食事に使用した炊事用具の整理をする。洗いあげた道具を「高い所に置くべきもの、低い所に置くべきもの」それぞれを正しく安置する。面山は、この配置の理由を瀧山靈祐(七七—八五三)とその門下の仰山慧寂(八一四—八八三)との問答で説明する。段々畑になっている水田の所で、瀧山が「水と田の高さの關係はどうなっているか」を質問したら、仰山の答えは水は「定まりのないもの」「但し、高い処は高きに、低い処は低きにあつて、常に平らである」といった。これを以て仰山は、瀧山によって印可付法されたという。面山は「仏法ハイヅコニアルモ平等アル」から、典座が道具を安置するのには、高い所でも低い所でも凹凸のないように平らに置くのであるといっている。

次に、副食物の調理に当つては「切忌、作色口説物物多少……物来在心、心帰在物、一等与他精勤弁道」とあつて、典座は材料の多い少いか、良し悪しに、口をとがらせて文句をいってはいけない。また、木や草の実を材料にする粗末な糞をつくるときでも、牛乳を材料に使う上等な糞をつくるときでも、つくるのに氣の入れ方を別々にしてはいけない。即ち「凡調弁物色莫以凡眼観……念括一茎草建宝王刹、入一微塵転大法輪」の心である。面山は、心と物とが「無二無別」の状態となるためには、材料に対し平等に取組むからであつて、そうなった場合には、普通のひとの凡眼でみる一茎の草であつても、典座からみれば大寺院がそこにあるとみえるし、また凡眼でみる一粒の米でも、典座たるものにはその中にこそ仏法を広める手段が含まれていると見られる。こうして調理を完了したら、典座はもう一度見廻りをして物品の置き場所の正しさを確認し、それから仏堂に出席して「朝暮請參」を欠かしてはいけないのである。

かようにして、翌日の準備は三更(午前0時から午前2時の間をいう)の前には必ず済ませておき、三更以向にはその

日の朝の炊さんにとりかからなければならぬ。「教訓」の原文では「三更以前管明曉事、三更已來管做粥事」となっていて、面山は「夜半マヘニ起テ明朝ノ支度シ夜半カラ夜アケマテ早粥ノ事ヲツトム」とする。これを文字通りとすると、典座の睡眠をとる時間は殆どないことになる。「教訓」を現代文に訳した田中俊光氏、西尾実・池田寿一両氏は「夜半の12時以後に朝の粥をつくる」といい、特に田中氏は「夜の12時を境いとして、規則正しく事務を処理し……原則を示されたものである」とつけ加えておられる。道元の本師の天童如浄は、誰よりも坐禅をつとめられたと「正法眼蔵隨聞記」にあるが、その睡眠時間を文章から推定すると4時間ほどである。現代の修業僧の睡眠時間を、凡そ午後9時から午前3時30分まで6時間30分程とみるならば、当時の典座の睡眠時間も4—5時間は、少くとも確保されたであろうと想像する。この想像に誤りが少いとするならば、典座の業務は「三更」の2時間を境界として、アレインデされたものと思う。

こうして、三更のうちに朝食（粥）があがると、次には昼食（齊）の米飯を蒸してとのえる。勿論、その材料は米だけではなくて、常に麦も使われたことは、典座の輩下に「麦頭」という名称の役目があることで明瞭である。副食物の調理は「調弁菜羹等応当蒸飯時節」として、飯を蒸す間に羹をつくり、両者が同時に調理されることも示されている。

その日の給食数を決定することは、当然、典座の責任である。典座は、静かに「眼を閉じて」その数を「諦観」しなければならぬ。僧堂で何人が坐しているかの単位の数、前資・勤旧などの個室にいる人数、延寿・安老・寮取などの休養者、新たに到着して未だ且過に居る雲水の数、院内の小庵に住む何人かの人たち、もしその数が疑わしければ、副寺や直歳などのそれぞれの責任者に問い合せる。ここで面山は、「幾板雲水」ということばの「板」は、「枚」の写誤であるとことわっているが、前に「単」がでているからやはり板で宜しいのであろう。とにかく、給食人数を正しく掌握することが大切であって、不在者数をかぞえ入れて無駄に、米の分量の計りちがいをしてはいけないのである。

ここに仏法でみる一粒の米の意味は、単に米のひと粒ではなくて、一粒の米を喫食することは実はもう一粒の米がつけ加えられて喫食したのである。このあとの一粒は、形は無いのであっても、能く仏法を長食せしめるエネルギーをもって

いる。従つて實際の米粒を「三ツワリ四ツワリ乃至微塵無量」に分割しても、常に無形のエネルギーが付き添う。僧の給食に使う米は、かような優れた米であるから、米の在り方は、瀧仰宗の開祖の瀧山と彼の「水牯牛」との關係をもっている。この「水牯牛」とは、彼の『看牛三年』の古則にある水牛のことで、瀧山没後百年に生れてくる筈の彼の生れ代りである。牛の形はしているが、この牛の脇腹には瀧山の名前が現れている。それでこの牛は、瀧山であるのが本当か、形通りの牛であるのが本当か、これを考える古則である。勿論、今の場合は、瀧山を仏法、米粒を水牛とみたてて考えるのである。典座が、こうした中国名産の「ろ陵米」のような貴重な米の計りちがいは許されるべきではないのである。

### 『聞解』の内容について・その三

貞応二年（一二二二）、道元は入宋して2人の中国の典座に会つて啓発された。南宋の嘉定16年5月に道元の乗船が、慶元府（浙江省寧波）に着いたとき、船に阿育王山の老典座が日本の椎茸を買いにきた。24才の道元と、始めて会つた中国の典座との会話は「教訓」のなかに生き活きと記述されている。道元がここで得たものは、典座がその職務を、いかに「如法」に守っていたかということである。そして、この典座の修道上の見識は、道元がのちに「弁道」を理解するなかで、重要な基盤となつた筈である。およそ7カ月の後、道元は天童山に居て再びこの典座の來訪をうけたとき、重ねて修道上の質問をした。文字とは「一二三四五」、弁道とは「へん界曾て蔵さず」という解答をもらつている。面山はこのふたつの解答を、設通（方法論的）・宗通（宗教論的）という形で聞解のなかで説明する。この二回目の面接の際には、典座職に関することはのべられていない。

道元が、もうひとり会つた中国の典座は、やはり天童山で、そのとき年令68才の用典座である。仏殿前の中庭で炎天下に茸を乾していた用典座に、道元は「ほかの人にやらせなさつたら」「いまなさらなくても宜しいのでは」と話しかけた。用典座からは「ほかの人は、私ではない」「いまやらなければ時機はない」と返事がもどつてきた。それで道元は

「潜覚、此職之為機要矣」とのべている。こうして道元は、日本でみていた典座と、中国で会った典座とのちがいに目を張ったのである。

面山の解説では、細かいことではあるが、慶元府の典座は「桑ノ実」を買いにきたといい、用典座は「草トリ」をしていたのだい。前者は玄透の冠註によれば、甚の字の草冠が桑の実のことで、木扁が椎茸に当り両者には混交があったといふ。後者は「晒苔」という原文を面山は意識したものと思われる。前述の『典座教訓新釈』など多くは両者とも椎茸のことであるとされている。

#### 「聞解」の内容について・その四

中国の典座が、常に典座職をそのまま修道の方法としてみていたことは、中国で名を残した禅宗の僧には、典座職に在るときに禅機をつかんで得法したものが少くない。前記の瀉山・洞山・雪峰・夾山などみんなそうである。それは、典座職の高さとそのひとの人格とが一致して、面山のいう「其ノ掌其ノ徳自ラ符フ」という状態であった。そういう状態になることのできたのは、典座ばかりでなく諸知事もその輩下の頭首たちも、その職に在るときは「喜心・老心・大心」の3つをもって役職に当たったからである。「聞解」の本文はそのひとつずつを詳しく解説して、最後に「∴阿誰忘却此三種心者哉」という原文を「主人両序大衆何レモコノ三心ヲ常ニ（振作）スレバ無上菩提ノ基本ナルコト……生生世世ノ値遇頂戴ヲ日日発願シテ此ノ教訓読誦シ奉ルベキモノナリ謹白」と述べ宗祖に対し礼を厚くしている。

#### 典座からみた禅宗寺院の住持人

以上によって、典座は禅宗寺院に在って仏法に従う給食業務の管理者とし、その責任は、現代集団給食の責任者のそれと極めて近似しているのがみられる。しかし、寺院の「住持」<sup>(1)</sup>は、現代事業体管理者の場合の如く、単純な組織系統によ

って典座を任命したものであろうか。元来、仏門にあっては、精舎でも寺院でも全体管理責任者は置かれていない。後年になって、堂頭・住持人など寺院の諸事を総領するものの名称は現れてくるが、禪宗門にあっては、百丈懷海（七二〇—八一四）が『百丈清規』をつくり、天下の禪宗はみなこの規に準じたとされ、始めて寺院の規格が整った。古えは寺院に、「師」は居ても「師」はそこにいる修道者を訓える修道者であって、管理者ではないのである。修道者は、各自みずからを管理し、その日常の行住坐臥はすべて仏道に従わなければならない。従ってその生活行動も、それが個体的のものであろうと団体的のものであろうと、すべて「戒律」の規範で自ら管理される。前述の、典座という名称の起りでみる如く、僧集団の世話人的役割りは早くに存在したとしても、集団の首長的存在はなくても運営できたわけである。もちろんそこには、単数または複数の長老的存在はあって、強力な発言はされたであろう。しかし何人も、自ら「戒律」について規正されていた。現在に伝っている「四大律」の内容によってそれが推定できる。

禪宗寺院の住持人については、「聞解」のなかで面山は、「住持トハ勅修（百丈清規の重編）上曰……唯以道相授或岩居空処或寄律寺未有住持之名、百丈以禪宗（漸）盛……始奉其師為住持、仏法ヲ久住護持スルココロ」とし、『禪林象器箋』では『勅修清規』の文をつづけて「而尊之曰長老<sup>(1)</sup>」とある。即ち「住持」は「師」から発生し、これを長老と呼んでも宜しいのである。しかし「住持」の本質はあくまでも、面山のいう如く仏法を久住護持する処にあり、『釈氏要覽』では法を維持する者の在る部屋、即ち「方丈」には長老が在処するという。かように並列してみると、師と長老と方丈とは住持人であり、それぞれ修道上の意義をもちながら管理責任を負わされていたようである。道元が入宋する前に学んだといわれる葉上坊業西は、『吾妻鏡<sup>(2)</sup>』のなかでは、鎌倉寿福寺に在って「長老」「方丈」と呼ばれている。そして他宗の寺院の住持人は、院主・寺主・長吏・貫主・別当などの呼称が使われている。

典座を含めて大寺院の知事たちは、寺院運営の必要から、その寺院内で選出されたものである。この知事職のなかの監寺は、当然典座と同じ系列の業務管理者であるが、この監寺の業務系統が典座と住持人との関係を浮び出させる。『知事



清規』によれば監寺は「監院」という名称で「総領院内諸事」の役目になっていて、今でいえば事業体の事務局長のように、院内の運営一切に宰領をする。そして住持人との関係は、「如院内小事及尋常事例、即一面処理、如事体大及体面生創、即知事頭首同共商量、然後、稟住持人行之」とある。これは、宋の徽宗の崇寧2年（一一〇三）にできた『禪苑清規』の文がそのまま採用されていて、この時代には住持と知事との間に、現代の事業体と同様な系統が成立していたとみられる。ところが『禪林象器箋』<sup>12</sup>には、監院とは監寺の古称で、またその監寺は古くは院主・寺主と称したとでている。

そして「院主」を説明して「後為尊住持、改称監寺」とあり、更に「僧史」から採用して「今吾禪門、有内外知事、以監寺為首者……僧物難掌、仏法無主……」とあるので、住持人の尊厳が認められる時代になるまでは、院主・寺主・監寺・監院などの名称で寺院運営が委ねられていたようにみえる。前述のように『吾妻鑑』のなかに、他宗の住持人を、院主・寺主と呼んでいたことも、是れから出発していると思う。従って、知事に関する役職の方が住持人が確立されるより古くあったように思われる。これを確実にするには、更に検索が必要であるが、ここで明らかであるのは、寺院全体を管理する住持人と、寺院内の業務を管理する知事とは、別途に成立したということである。それで典座は、給食業務の管理職として、毎食の献立を、厳浄の牌に記して住持人に報告する責任を生じるのである。

### 典座の立場について

寛政十一年（一七九九）に刊行された『清俗紀聞』<sup>13</sup>は、当時の中国の寺院のことをのべて「大寺は住持の外、首座・都寺・監寺・典座・知客・副寺等の重立ちたる役僧あり……役僧は佛法にて付したる名目なれば、寺内ばかりの品級なり……時々替代す、夫々勤めかたを見て住持より差図して昇降をなす」とかいている。これは、長崎奉行の中川忠英が監修して、長崎の黄檗宗寺院をとおした見聞記録である。記録者は通事が高尾維貞等16人、画工は石崎融思等2人、清国各州のひと7人、25人が名を連ねている。

この文中にある首座は、僧堂の第一座の僧で、住持が礼を以てたのめばいかなる尊宿でも、此の座についてもらえる。首座は修道上の首位を占めるかたがたであるから、儀式上の席では当然上位に席をとられる。知事は行事の種類によって、必ずしも常に上位の席をとるとは限らない。しかし、住持が依託すれば、知事在职の僧も特定の会上で首座の位置が与えられる。道元の門下で、「侍者」の役をしていた懷辨は、興聖宝林寺が始めて僧堂を竣工したとき、首座を与えられたことが『正法眼蔵随聞記』<sup>(9)</sup>にある。面山は、門下の典座を屢々首座に迎えていることは、『面山和尚年譜』<sup>(3)</sup>にみえていゝる。この「年譜」だけ見れば、面山が門下の典座に首座を託した回数諸知事のなかでいちばん多い。典座のもつ学識を裏書きするものであろう。

知事の任期は、『清俗紀聞』にもあるとおり交代制であつて、一年任期が原則である。知事のなかの「直歳」は、環境や警備を担当する責任者であるが、その名称は「一年交代」の意味からできている。知事が、僧としての修道や行事を勤めるうゑに、更に寺院の役職をもつことは、甚だしく体力を勞することである。それだけに交代制は必要なことであつて、役職者が本務を怠けたり役務を放置したりするのは、人間的傾向である。前述の「聞解」の件りでは触れなかつたが、道元も面山も、それぞれの時代にあつて、如法に服務をしない典座の日本にあることをきつく戒しめておられる。これは現代社会の役職の在り方とも一致している。

### 「教訓」と「聞解」との成立について

前述のように、「教訓」がのべられたのは嘉禎三年で道元は年令38才のときであり、日本曹洞宗が成立して5年目である。その前年の冬に、やっと僧堂ができあがり、その翌年の延応元年四月には『重雲堂式』がのべられている。道元はこうして、宗門創立の早期から、寺院管理の問題に意を尽していた。中国で会つた典座の行動が、その意思の裏側にあつたかもしれない。しかし、道元の『宝慶記』にも『正法眼蔵随問記』にも中国の典座の記事は表れていない。

『宝慶記』は道元が本師とする天童長翁如浄との触れ合いを細かく書き留め、後者の『随問記』は侍者の懐妊が道元の説話を身近かに書き留めたものである。ともに、中国の典座の登場が期待されていたように感じる。それを、典座については「教訓」だけに独立して詳述されているのは、道元が、寺院管理と宗門修道とをすっきりと整理して考えたためだと思ふ。道元の著述を一覧しても、日本曹洞宗道場の開設（天福元年・観音導利院）から越前大移動（寛元元年・吉峰寺）までの11年と、それ以後の道元示寂までの11年とを区分すると、前者の期間にあって「教訓」「重雲堂式」「洗浄」「洗面」など、日常の威儀や僧堂の管理について示され、後者の期間にあっては、特にその後半に於て「永平清規」「衆寮箴規」など、広く寺院規定とも云えるものが示されている。宗門発展の途上として鮮やかな区分である。

面山が「聞解」をかいたのは、明和四年で年令85才のときである。建康山空印寺の住持を退いて、永福庵に入ってから26年経っている。面山は「聞解」の序文で、この著述は、永平寺で大虚からすすめられ、それ以後30年も放置してしまつたといっている。面山の考え方は、あくまでも曹洞宗の如法なる興隆にあって、寺院管理の問題は、既にその中に含められた態度であつた。従つて、威儀や清規（この場合、儀式上の規定を除く）を著述した分布は、元文三年（一七三八）に「経行軌聞解」、宝暦四年（一七五二）に「釈氏洗浄法」、明和四年（一七六七）に「教訓」「亀鏡文聞解」など、それぞれ13年・16年の間隔をもって著述されている。

かように、「教訓」と「聞解」とは表裏一体の関係にあって、その成立に関してはそれぞれの立場にちがひがあると思われる。

## おわりに

以上により、典座の業務は、現代の病院に於ける給食の業務と、その立場がよく似ているのがみられた。それは、病院に在つては医療を対象とする事業体で、そこにある給食は、すべて医療の一端を担う治療食である。寺院に在つては仏道

の修業を対象とする集団で、そこにある僧の食事は、すべて菩提を得るための資料である。ここに両者の共通点があったのである。

そしてその両集団の組織は、病院管理者は寺院の住持人にあたり、給食管理者は典座にあたる。両者ともに終局の目的を同一にしつつ、管理者としての発展は、別途をたどって成立したものである。

(なお、本稿は「教訓」「聞解」とも、原文の文字の一部を、便宜上、略字または代替の文字を使用した)

(稿末にあたり、慶大大鳥教授・横浜市大杉田助教・面山禪師永福会村上師のかたがたのご指導ご鞭撻に厚く感謝申し上げます)

## 文 献

- (1) 典座教訓聞解 全 明和六年己丑二月 京都 貝葉書院覆刻
- (2) 冠註永平清規 典座教訓 観音導利興聖宝林禅寺比丘道元撰 嘉禎三丁酉 京師柳枝軒 小川多左衛門(再刻寛政甲寅)・九丁
- (3) 永福開山面山和尚年譜 永福面山禅師選集 三浦金翁編 永福会版 昭和45年 三三三頁
- (4) 摩訶僧祇律 国訳一切経 律部八 大東出版社 昭和5年 卷六・七 僧残戒を明す 一九九頁・二〇三頁
- (5) 釈氏要覽合冊 笹田翻刻 明治18年 住持 卷下 十丁・十丁
- (6) 増老阿含経 国訳一切経 阿含部九 前出 昭和4年 卷四十一 馬王品 七二三頁(人間の食)
- (7) 典座教訓新釈 田中俊光 教典出版社 昭和9年 六〇頁
- (8) 典座教訓 日本古典文学全集14卷 西尾実・池田寿一 65頁
- (9) 正法眼蔵随聞記 角川文庫 古田紹欽訳註 第二124頁・第四165頁
- (10) 禅堂の修業と生活 鈴木大拙 森江書店 昭和10年 156頁
- (11) 禅林法器箋 無著道忠 誠信書房版 昭和38年 職位門 住持 二百十二頁・監院 二百五十二頁
- (12) 吾妻鑑 国史大系第三十二卷 吉川弘文館 昭和39年 第16・第18
- (13) 清俗紀聞 中川忠英 東都西宮太助版 寛政十一年己未 卷之十三 僧徒 一丁

## 坪井信道のヒポクラテス賛の作詩の年代

緒 方 富 雄

坪井信道（一七九五—一八四八）のヒポクラテス賛詩（医祖賛）の作られた年代の推定については、わたくしの「日本におけるヒポクラテス賛美」<sup>(1)</sup>にくわしくのべてあるが、決定的な資料が不足していたのと、わたくしの検索も十分でなかったので、はっきりしたことがいえなかった。このたびこの検索がはかどったので、それを報告して補遺とする。

はじめに、信道の医祖賛をかかげる。現存の信道自筆の書に辞句の異なることは、すでにくわしく指摘したので、ここでは標準的なものをかかげるだけにする。

西方有美人 鶴髮皓如銀<sup>(2)</sup> 雙眼睨寰宇 片言驚鬼神 高天仁不極 大海知無垠 赫々吾医祖 光輝照万春

これまでのわたくしの推定では、作詩の年代は天保十年（一八三九）か、あるいはそれよりまあと考えていいとしておいた。そのうえで一応天保十年と考えておいた。

ちかごろ青木一郎氏の御厚意で、信道の詩文集「冬樹先生遺稿」（「冬樹先生遺詩」と題したのもある）をくわしくしらべる機会にめぐまれた。これまでは、医祖賛詩が入っていることと、その辞句をたしかめた程度で、前後の年代の関係などをよく考えなかった。このたび最初からしらべていって、これがおよそ作詩の年代順に配列されていることを知り、そのことを考慮して、医祖賛詩のある場所を見ると、「冬晩雜詠十首」という題でまとめられた五言律

十首の最後にある。この十首のすぐまえに「丁酉之秋余罹疫熱殆瀕死。愈後有懷韓君長齡」と題した五言古詩がある。丁酉秋は天保八年（一八三七）の秋（七月から九月まで）である。ゆえにこの「冬晩」はその秋につづく冬のおわり、十二月のことであろう。

したがって、このヒボクラテス賛の作詩の年代は、天保八年（一八三七）の暮十二月のころとしてよいとおもう。

ところで、この信道の遺稿集の詩文の辞句は写本によっておなじでない。このことをどう考えるかは、簡単ではない。第一、写本のときの誤写の可能性がある。この種の「集」はもともと作者自身が書きとめておいたものがあって、それをもとにしてあとの人が追補・整備するのが普通である。その人がその道の師であったり、友であったり、遺族であったりする。信道の場合、「男坪井信友輯、坪井信良録」となっている。一方作者自身が創作当時の辞句をかえて揮毫することなどがある。信道の場合にもそれがしばしばあった。このような変更が、作者自身が書きとめておいたものや、他人の追補・整理の過程で、どのように反映しているかは、なかなか正確につかみにくい。

現に信道の遺稿集の写本には、標準的な辞句のものをのせたのが多い（あきらかな誤記は問題にしない）。しかし、わたくしの単行本でくわしく検討したように、作詩当初の賛詩はこの標準型のものとおなじであったとは考えることができる。ない。

この遺稿集が示している一番たしかな証拠は、作詩の年代である。すなわち天保八年（一八三七）の晩冬すなわち十二月のころというのがそれである。

わたくしは、さきに作詩の年代を一応天保十年ごろと考え、その詩の着想をなからえたかについて、桂川甫賢（一七九七—一八四四）が天保九年（一八三八）にかいたヒボクラテス画像をひきあいに出して、両者の関係について想像をたくましくした。しかし、作詩の年代が、それよりもはやい天保八年暮（一八三七）ということであってみれば、わたくしの想像は、全くその根拠をうしなったことになる。

医祖贊をふくむ「冬晚雜咏十首」は、内容からみて、一気にできたものとはおもえないが、医祖贊ができたころの信道の詩興をそそった身辺を想像するよすがにはなるうとおもうので、四首をえらんでかかげる。

日昇朝講散 擊析報餐成 山茗烹稀粥 園蔬調熱羹 年荒愁酒薄 才短嘉時平 百歲如彈指 同看枯興栄  
 訪病行街市 牛奔秋又春 何言性命司 或許自然臣 魂断颯風夕 肌凍大雪晨 不才須力行 巧思恐傷真  
 生徒二三十 行李自東西 羽輿兼京撰 総房又筑豊 晨興驚隣里 夜読動窓櫺 進取青年事 勿虧一簣功  
 中宵眠忽覺 門塾講筵長 奇説紛紜起 憤辞突兀揚 一人竟難屈 衆口不能当 有子其如許 爹翁何所傷

西方有美人 鶴髮皓如銀 菱眼睨寰宇 片言驚鬼神 高天仁不極 大海知無垠 赫々吾医祖 光輝照萬春

醫祖贊  
 辛丑 龜卷翁  
 大久保學契  
 深川 坪井信道 和紙

坪井信道筆自作医祖贊  
 (大久保盛次氏藏)

西方有美人 鶴髮皓如銀 雙眼睨寰宇 片言驚鬼神 高天仁不極 大海知無垠 赫々吾医祖 光輝照萬春

医祖贊 辛丑晚春為 大久保學契 深川 坪井信道 拜題

なお、昨年三月わたくしの単行本の印刷がおわってからあとで、信道自筆の賛詩をもうひとつ見ることができた。「辛丑晩春為大久保学契」という為書がある。天保十二年三月（一八四一）門下の大久保黄斎（一八一二—一九五）にあたえたものである。現在後裔の大久保盛次氏がお持ちである。これで信道自筆の賛詩が計八点わかったことになる。この資料については別に紹介したが、<sup>(2)</sup>単行本のついでにないので、ここに写真をかかげて参考に供する。

## 文 献

- (1) 緒方富雄「日本におけるヒポクラテス賛美—日本人のヒポクラテス画像と賛の研究序説」日本医事新報社 昭和四六年三月  
(2) 緒方富雄『日本におけるヒポクラテス賛美』補遺」(一) 日本医事新報 第二四六二号 六三—六五頁 昭和四六年七月三日

## 寄 書

伊東南洋ら訳『袖珍内外方叢』の原著

本誌（第十六卷二号）所載の中山沃博士の御論考によると、その原著はブラッへの白耳義局方 *De Pharmacopoea Belgica theoretisch en praktisch verklaard, door M. W. plagege* であるという。しかし林洞海訳『窠篤児薬性論』の凡例には、ブラッへの白耳義局方（一八二七、三四）の外に、同じ著者の方書（一八

二九）をも掲げており、林氏の注には「按ニ著スル所ノ方書ト云者即チ緒方洪庵青木周弼伊東南洋合訳スル所ノ袖珍内外方叢是ナリ」とある。だから白耳義局方注解でなく、ブラッへの方書が、原著でなければならぬ。中山博士も見られた筈の『窠篤児薬性論』の原著の凡例の末尾によると、その方書とは『白耳義局方のための方書』*Receptboek volgens de Pharm. Belgica, Rott, 1829* である。原著を見てないけれども、中山説が誤りであることは明白である。

宮下 三郎



原著

# 秋田の蘭医 岩谷省達

松木明知

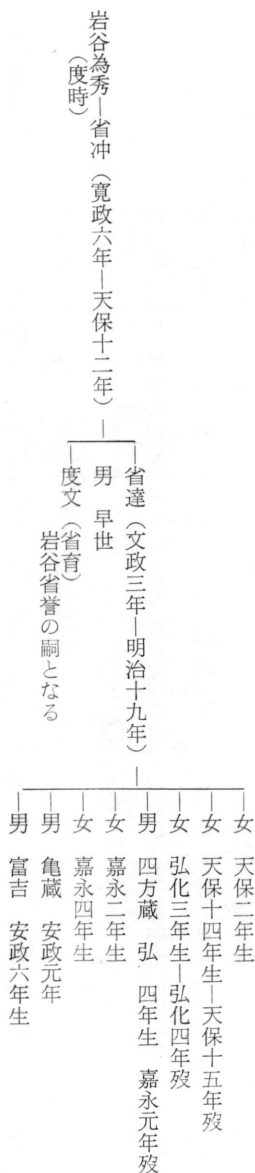
日本医史学雑誌・第十八卷  
第二号・昭和四十七年六月  
昭和四十七年三月十五日受付

本誌第十六卷第三号に『胡地養生考』と『壊血病』と題して安政年間葭夷地増毛地方に駐屯した秋田藩の岩谷省達の著書について論考を発表した。そして省達については多分医師と思われるが、詳細は不明であると記しておいたが、この後鋭意探索を続けた結果その略伝がほぼ明かとなったのでここに報告する。

## はじめに

### 省達の系譜と略歴

岩谷家の系譜は左に示す如くである。



為秀に嗣がなかったので中村省齋の次男省峰を養子に迎えたが、その後に度時つまり省達の父省仲が生れた。しかし省齋がいるので別れて一家をなし外科を学んで業とした。

省達はその長子で文政三年八月に生れ、天保九年、箕裘の業を継ぐため京都に登り、先ず新宮涼庭の門に入り、三年間西洋医学を習得した。次いで江戸の杉田立卿の門に入りさらにまた大坂の緒方洪庵の下で計四年間医業の研究に没頭した。嘉永二年秋田に帰郷したが、しばしば藩に召し出されてその功を賞されて金銀を賜った。

安政元年八月秋田藩の小野寺主水の配下に入り海岸防衛隊の医官として活躍した。安政三年三月秋田藩が蝦夷地のマシケ地方の警備を命ぜられた際には一年間従軍医官として藩士一統の治療をし、前報の如き「胡地養生考」を書きのこしている。

安政四年七月には増毛から秋田に帰った。翌安政五年秋田地方に疫病が流行した際には藩令によりその治療係を命ぜられた。

万延元年三月、省達は長らく蘭医学の研修に努力し治療に精励した旨をもって一代限りの外科医に召された。月俸五口、銀三枚を給された。翌月に再び江戸に登り杉田元端に蘭医学を文久元年三月まで学んだ。この間藩公に御目通を許された。文久元年三月帰国したが、明治十九年七月六十七才で病歿した。

### 省達の師

省達の医学の師としては京都の新宮涼庭、次に杉田立卿、第三に緒方洪庵、最後に杉田玄端の四人であった。

涼庭は天保十年三月「順正書院」を京都東山南禅寺畔に建て八学科を設けて子弟を教育したが、門人は合せて六百余人に及ぶと伝えられる。省達が京都に登ったのは天保九年で以後三年間その教えを乞うたわけであるから順正書院において勉強したものと思われる。しかし天保十四年までの残りの二年間の動静は定かでない。杉田立卿の門に入ったのは天保十

四年で第三番の師である大阪の緒方洪庵の「適々齋姓名録」の第七十七番目に「羽州秋田 岩谷省達」とあり弘化三年五月から九月の間に入門したと考えられる。このことからすれば、立卿には天保十四年頃から弘化三年にかけて師事していたのであろう。洪庵の門に学んだのは約三年間であった。

万延元年閏三月に杉田元端の門に入ったが、江戸藩邸の医官としてであった。

省達が安政年度、蝦夷地の増毛に従軍医官として越冬し、種々の体験を重ねる前に、新宮、杉田、緒方と三名の当時の日本を代表する蘭医に医学を学んでいる事こそ、「胡地養生考」の如き蝦夷地における生活に関して示唆に富んだ書を記すことができたと思われる。

### 省 達 の 裔

県立秋田図書館に所蔵されている省達自筆の「岩谷新一郎宗怒支流新調系図」によれば、前述の如く省達の子女は八人の多きを数える。男三人、女五人である。

秋田の儒医齋藤養達の門人帳には「岩谷省賢 年十五」と「岩谷元端 年十四」が門人として名を連ねているが、いずれも年令からして省達の子息ではない。しかし前者の省賢は多分遠戚であらう。

### お わ り に

幕末の秋田で外科医として活躍し、「胡地養生考」を記述した岩谷省達について、その学統と生歿年を明らかにした。省達は当時の日本において指導的立場にあった、新宮涼庭、杉田立卿、緒方洪庵、杉田玄端の四蘭医に学んだことは特筆に値する。

文 献

- (1) 岩谷省達、岩谷新一郎宗怒支流新調系図、県立秋田図書館蔵。
- (2) 齋藤養達門人名籍、県立秋田図書館蔵。
- (3) 山本四郎、新宮涼庭伝、ミネルヴァ書店、一九六八年。
- (4) 緒方富雄、緒方洪庵伝、岩波書店、昭和三十八年。
- (5) 大槻如電原著、佐藤栄七増補、日本洋学編年史、錦正社、昭和四十年。
- (6) 古成直太郎、佐竹藩医薬史の研究其(一)、秋田県医師会雑誌、第四卷三、昭和二十七年十月。

論文抄読

十八・九世紀のイギリスの助産婦の取締り規則

十七世紀のイギリスでは助産婦の免許を教会が出していた。その資格は経験のあること、性格の良いこと、英国教会に属していることであった。ところが十八・九世紀になると、教会の出す免許は減少した。免許をなくしても法律的に違反しないこと、男が産科の分野に進出してきたこと、教会が資格審査を甘くして免許を出したことが重なり、ついにその免許の価値がなくなつて、一八七〇年代の後は免許を出した記録がない。しかし、教会の免許の値打ちが下るとともに、助産婦の質も落ち、そのために重要な事故を起すようになった。それで医師の側から助産婦教育の必要性が叫ばれ、一七二四年にロンドンでジョン・モウブレイが自宅で研修を始めた。やはり教育を受けた助産婦の扱う分娩では、乳児や母親の死亡率が下ることが統計的に示された。十九世紀後

半に助産婦の教育機関が数カ所に作られたが、そこで出す証書は法律的に何ら規制されることなく、中にはうさん臭いものもあった。

助産婦の職業団体を作ろうとする動きは一七八八年頃から始まり、一八二五年に産科協会が発足、一八五八年にロンドン産科協会と発展していった。翌年の第一回大会の席上、助産婦の教育と試験を行うことが議題となった。一八七二年になり、協会独自で試験を行い、免許を与えることにした。翌年、協会と医師会は助産婦の地位を改善するための委員会を作り、一八八二年に国会へ助産婦法の提案にもちこち、ひき続きその成立に運動をした。一九〇二年、遂にその助産婦法の成立をみた。翌年の四月一日から同法は施行され、これによって全イングランドとウェルスの助産婦はすべて教育を受け、試験合格者は国に登録されることとなった。

(酒井ツツ)

原著

「鶴齋遺稿」について(四)

大 鳥 蘭 三 郎

日本医学雑誌・第十八卷  
第二号・昭和四十七年六月  
昭和四十七年三月十五日受付

「鶴齋遺稿 歌之一」は和綴本、淡青表紙、二二・五×一五・五。七十一葉から成り、はじめの九葉は野なしで、十葉目から梓付きの十行の野があり、版心に惜陰齋と刷られている。詩篇の場合と同じく歌の場合でも各々の歌には例外なく題記が付けられ、一つの題で二首を詠んでいる場合も少なくない。これらの歌が詠まれた時日については、冒頭に丁卯春二月と記されているのと二十六葉目のはじめに丙寅秋九月と書かれてあることによってこの巻に収められている和歌は文化三年九月から同四年にかけて詠まれたものであることが推定できる。

(一首ごとに記した番号は編者が便宜上付けたものである。)

丁卯春二月

老賞花

人よりも老ては花にめつるかな (1)

はるにあふへきかきりある身は

対花恥老

あさましき老かたもとはな香は (2)

よしとまるとも誰かとかめむ

春ことに我身のおいもはつるかな (3)

はなはかはらぬ色香なる世に

安見と東<sup>マ</sup>恵山にまかりしに

花またひらかさりければ

なか／＼につほめる花のゆかしきや (4)

咲なははるのふらんとおもへは

沢 蛙

音もせてふる春雨にみかかれて

かはつ鳴なり大沢の池

閑居花

山里のはるのゆふへのさひしきは

かせなきそらに散るさくらかな

玉津しまのかたに 栗田壹岐守土溜

和田津うみの神のえしめも神代より

しほひしほみつ玉津嶋山

不逢恋

二柱はしめたまひしあふことを

いかなるかみのさふるなるらむ

寄鳥恋

つれもなき人はきしのひたつかひ

かへりことたにあらぬと思へは

夕 花

月よみのかけかとはおもふ夕つく日

ひかける山のやまさくら花

時 鳥

夏来れはまつそまたるゝほととぎす

いつはかりこそ去年はききしか

螢

軒ちかくきたるほたるの五月雨の

あやめをつとふつゆのひかりか

雨後花

春の雨や遠のたかねにふりけらし

なかるゝ花のよとむ岩はし

侍 花

花咲はまつとちきりし山守の

つかひをたちてまたぬ日そなき

昨日よりけふやまさるとしら雲を

はな侍身には三吉野の山

折 花

桜花手ことに折てゆくひとは

かせにきこへるころなりけり

見ぬ人のためにと手折さくら花

つみなとかめそけふの山守

野遊

都人花のたもとをふりはへて (18)

すみれつまんとあそふ春の野

野辺わけて心もそらにゆく人は (19)

いつくの花をたつねてか見る

桃

山人の洞に咲てふもゝのはな (20)

いさ見に行て昔しとはまし

桃のはななかるゝ水をしるへにて (21)

ふねやりて見む山人の宿

はるの日雪ふりけるに蓮華寺といふ

御寺にまうてけるに桜の花咲ければ

沫雪のつもりてきえぬ枝みれば (22)

やまのさくららのさきそめしなり

浜婦雁

かりよなとこゝろもとめす住吉の (23)

はるのはまへを立かへるらん

潮路へて雁かへるともあきたゝは (24)

またこよろき(つゝ)のはまの砂路

雲雀落

大空はそこはかとなかくすむ野に (25)

声のみおつる夕雲雀かな

曉鶯

曉になりけるかもわかそのゝ (26)

うめの木すへにうくひすの鳴

遅日

さらてたに忘れかちなる老の身の (27)

今朝をきのふと思ふ春の日

里花

さと／＼の咲しさくらをもらさしと (28)

花にこゝろのくるはしきかな

咲しより散まで花を見はやさん (29)

よしのゝ里に日数経にけり

依花侍人

侍人(つゝ)の見もせて花のちりなんと (30)

おもへはおしきはるの夕くれ

風よまで吹なは花のちりぬへし (31)

わか侍人のけふもとひ来す

行人留花

此やとのあるしは誰としらねとも

はな見んために立よりにけり

ともすれは道行ふりにたち留り

花の木かけに日をくらしぬる

尋花会友

老かとち花のさかりにあひぬれは

ともによはひのひぬとそ思ふ

安見と東恵山の花見に罷りて

年ことにかはらぬ友とはな見れば

わけ行山のみちも迷はず

花色不異月

かすむ夜は月のひかりも小倉山

花はそれとも見へわかぬなり

野梅

手枕の野辺にやとれる春の夜は

うめの香ふかく袖匂ふなり

帰雁

たえくくの雲路はるかに帰るかり

心ほそくも見へわたるかな  
江上春月

のこる夜にかすめる波路とほければ

ほのみしまえの月そ匂へる

雨催花

おしなへて木のめも春の雨侍（マコ）て

花咲そめぬやまの端もなし

春雨にきくの匂ひもまさりけり

はれ行ころそ花咲ぬへき

雨後花

春雨のはれても花のかすめるは

のこりし露の匂ふなるらむ

さくら色に我衣手をそめて見む

雨のあしたの花の下露

燈前花

花瓶にさせしさくらの花見んと

よはにかゝくる窓の燈火

さくら花あかて詠るはるの日の

暮てもてらすともし火の影



分花入山路

さくら花山路を分て行て見む

(46)

よし白雲の立へたつとも

はるくくと岩間をわけて我はこし

(47)

山の霞よ立なへたてそ

山花末落

山深みしけき木の間のさくら花

(48)

かせさそはねは散色もなし

志賀山越

志賀の山ゆふこえくれははるかせに

(49)

はな吹おろす鳩のうみつら

波の上ふれともきえぬ沫雪は

(50)

こえにし志賀の山さくらかも

春の日すみた河の花見に

まかりてつゝみを通るとて

枝かはす桜のもとをわけ行は

(51)

まそてに花の香そ留りけり

同じ日綾瀬堤にて

すみた河とほくもきぬと驚きぬ

(52)

花みしかたにかかる白雲

同じ日東<sup>つぐ</sup>献山にまかりしに去し二日に見し花は

ちりて八重のさくらの咲乱れたるをみて

山桜過る月日の色見せぬ

(53)

ちれはまた咲はなもありけり

花下送日

我やとを余所に見なして日を経つゝ

(54)

はなのもとにて老を忘れん

野花

春かすみよもに心はかよへとも

(55)

はなのかた野にわれは行なむ

満山花

此ころはかさなる山のいろわかす

(56)

白雲とのみ見ゆる花かな

羈旅花

中く<sup>く</sup>にたひこそことになくさむれ

(57)

日ことにかはる花を見つれば

関路花

東路のなこそその関に来て見れば

(58)

むかしなからに咲さくらはな

名所花

ちる桜御所はあれとよし野川

(59)

なかるゝはなを瀬とそ見るへき

水上花

影うつす花のにしきのたつ田河

(60)

をられぬゑたもいとふはる風

湖上花

さゝ波の匂ふはかりに散るはなを

(61)

よせてやかへす志賀のうら風

閑居花

草の戸もはなてふものゝあれはこそ

(62)

日なかきはると思はさりけり

寄花祝

君か代にくらへてを見む木すえより

(63)

しつ枝にさける花のかつゝ

花影浮水

岩はしる滝つかはちのさくららはな

(64)

なかるゝ影をちるかこそ見る

さくら木の下行水はあさけれと

(65)

ふかくもにほふ花の影かな

柳辺花

青柳の糸につなきてとめて見む

(66)

かせにまかせてちれるさくらを

青柳に枝をかはせしさくら花

(67)

めてつゝをれるにしきとも見ゆ

躑躅

うきなき宿のためしに咲花を

(68)

岩つゝしとは誰名つけけむ

それとても磐城の峰の岩つゝし

(69)

千代もかはらてさき出にけり

花見てくらす春の少きは世のならひそかしましてかき

りある老の命なれはことしは彼方こなたの花みんと思

ふこゝろの人よりはあはたゝしくて弥生二日よりはし

めて十七日には大井の里来福寺の花見に罷りたるに八

重桜さきみたれたり

ゆふ日さす春の野寺は紅の

(70)

薄はなさくら今そさきける

此寺は八重のしほちのちかければ (71)

なみにまかへる花の色かな

此所より西光寺に罷りしに花は皆ちりたり

心なく散しさくらを踏行は (72)

花のおもはんことそやさしき

かへるころ御殿山を過て

命あらはまた来ん春とちきるなり (73)

ことしは花によしおくるとも

同し月十九日は貴良安見一善など六七人にいさな

はれ飛鳥山に罷りて先谷中の瑞林寺に至れば花は

のゝとくに散りしきたり

踏はをしふまねはかよふ道もなし (74)

散しく庭の花のみ雪を

夫より道観山といふ所に至りて

八重さくら立へたてゝし春の野に (75)

おほつかなくも鳴雲雀かな

滝の川やすみの亭といふにて人く山吹の咲るを

見て水辺山吹といふ題にてうた読せ給ひければよ

める

谷川のきしの山吹かけ見へて (76)

なかるゝ水に色もにほへり

又同し所に一木の桜ありけりやゝ盛り過ければ水上落

花といふを題にて

此川に散れるさくらのよとみつゝ (77)

花し行すは春も留らむ

此所より飛鳥山に至れば花はちりはてたり

きのふといひけふとまつ間に飛鳥山 (78)

いつしか花はちりはてにける

かへる路にて

踐家は春こそよけれさゝ菜咲 (79)

かとの水田に蛙なくなり

又鶯の鳴を聞て

行春をゝしと思はゝうくひすも (80)

こゑのかきりは鳴てとゝめよ

又遠方にきしの鳴けるをきゝて

さくら狩はるの野末を行人に (81)

おとろく雉の声たてゝ鳴

花ははや散りはてぬと思ひ侍りしに感応寺に至れば八

重桜の盛りに咲きたるをみて

うとん花の盛りとそ見る春くれて (82)

御法の庭に咲るさくらば

花はまたありなんやとて東猷山に登りて見れば下

枝まで散り尽したれば

しつこくろなくて桜のちりたれば (83)

はるもはてぬに青葉しぬらむ

紫藤蔵松

紫のなみのこゆると見えつるは (84)

ふちさきかゝる末のまつ山

むら咲いのふちのはなさく庭のまつ (85)

かさねし衣をさらすとや見む

挿頭藤

紫の初元結にたちかへり (86)

老をわすれてかさすふち波

折かさす若むらさきのふちかつら (87)

くれ行春をとめてそ見る

早夏鶯

卯の花を春のゆきとやまかへけん (88)

鳴音老せぬ園のうくひす

更衣

夏来ても猶風さむき老か身の (89)

世のならひとて衣かへしつ

余花

深山にはまた散りのこる花やある (90)

まれくうかむ谷川の水

(つづく)

## 弘前藩の定府藩医須川隆白

— 伊沢蘭覚之書 (三) —

松 木 明

一  
伊沢榛軒の門人の一人に弘前藩の江戸定府の医師須川隆白がある。嘉永五年榛軒が没したのは、渋江抽斎に從学した。しかし鷗外の史伝「渋江抽斎」には、須川隆白は見えない。わずかに「伊沢蘭軒」にその名を伝えるのみである。

二  
弘化四年六月に榛軒は暇を賜って函嶺に遊んだ。この時の紀行が湘陽紀行である。この紀行に隆白も随行した。この書には年号も干支もないので、いつの著になるものか不明であった。ところがこの中に須川隆白の年令を二十歳としてある。隆白は抽斎の長子恒善より二歳少く、恒善は文政九年生れであるところから、ちょうどこの年は弘化四年丁未であることがわかったのである。したがって須川隆白の生年は文政十一年になる。

三  
「六月廿四日 晴 暑甚し 暁六時細君柏兒を伴ひ、須川隆白二十歳 田中屋忠兵衛、僕吉蔵をしたがへ出立す」

細君というのは飯田氏しほ、京都諏訪神社の禰宜飯田氏の孫女で、榛軒の後妻である。零落して江戸木挽町の芸妓となっていたのを、榛軒が患者として知って、これを後妻に迎えたのである。天保六年に一女柏を生んだ。文中柏児とあるのはそれである。この時は十三才である。しほは寛政十二年の生れだから四十八才である。

「二十五日 瀬戸橋畔東屋酒樓にて飲す。楼上風涼如水。微雨偶来り風光頓に変わり、水墨画の如し。隆白小柴の伯父を訪ふ。待つ間に一睡す。隆白婦。雨また晴」  
(その二百五十二)

「二十八日 晴塩柏を伴ひ隆白吉蔵をしたがへ、木賀松坂屋寿平治寓宿の於久おひさの病を診し一泊。隆白二僕は宮下に留守す」  
(その二百五十三)

榛軒は木賀の病家を訪ひ、松坂屋に一泊した。

「七月七夕 晴 溪石を拾ひ、新筆墨にて五彩箋に書し二星に供す。塩柏隆白忠兵衛を送り、三枚橋に到り別る。(中畑)暮合福住を出で、風祭より松明にて道を照し、小田原大清水屋に投宿す」  
(その二百五十四)

この日まず家族のものを先に帰して、榛軒は山を下って小田原に投宿したのである。

四

洪江恒善もまた榛軒の門人であった。さきにも述べたように、隆白より二才年上である。

性質が謹厚で人の嬉笑するのをみては、顰蹙してこれを避け、その仲間に加わらなかつたという。須川隆白とは同じ弘

前藩の定府だったので、非常に親しく交りしかも隆白は恒善に兄事し、常に恒善を推重して、日常の瑣事はほとんどみな隆白が負担した。隆白は美丈夫であったが、首を振る癖があったと史伝「伊沢蘭軒」にある。

隆白はのち津軽家の表医師に任ぜられた。

## 五

須川氏は初代を豊田句当と言って、元禄八年に津軽家に召し抱えられた。豊田氏は母方の姓であったので、のちに父方の姓高村氏を名乗り、高村須川検梗と称したが、さらに正徳五年に姓を須川と改めた。

隆白の名が見えるのは六代であるが、これは白ではなく伯である。次の七代が隆仙で、のちに東伯と称した人である。六代の実子である。東伯は天保十年に病死した。子がなかつたので、小野軍次郎の三男鎌助を養子にして後を嗣がせた。これが八代の須川隆白で、榛軒の門人になった隆白はこの人である。

さきの榛軒の六月二十五日の日誌に「隆白小柴の伯父を訪ふ」とあるのは、小野氏の縁故者であろう。

六代の東伯が病死した翌年の天保十一年二月十九日に跡式をし、小譜請医者となった。文政十一年の生れだから、この時は十三才である。

弘化五年二十一才の時、医学館講書に於いて聴聞、出精したといふので、褒詞を戴き、表医者になった。八年には外科を兼業した。

安政六年に病死。三十二才である。

隆白には実子が一人あった。それが跡を嗣いだ九代目須川東白である。安政七年に小譜請医者になったが、文久三年病死した。職にあることわずかに四年で夭折したわけである。

榛軒の門人にもう一人弘前藩の定府の医者が居た。渡辺昌盈である。のちに津軽家の表医師となった人である。

安政二年十月二日はいわゆる安政の大地震の日である。この日に津軽家の本所上屋敷の当直は須川隆白であった。たまたま隆白に事が出来たので、渡辺昌盈と代った。ところが地震のため直舎が潰滅して、昌盈が圧死したのであった。隆白は安政六年に病死したので、四年延命したことになる。

わたくしは鷗外の「伊沢蘭軒」を繙読して、弘前藩の表医師渡辺昌盈の圧死を知って、はからずもこれと類似の事があるのを想い起した。

大正十二年九月一日の例の関東大震災の時のことである。たしか熱海だったかと思う。さる高貴の夫人が避暑に御出でになつていたが、妊娠しておられた。吾妻勝剛という産科の博士が時々お伺いして診察していた。たまたま九月一日はその診察の日であった。ちょうどその時夫人の邸宅に出かけたが、地震のため邸宅が倒潰し、吾妻博士がそのために圧死したのであった。なんとしても痛ましい限りである。吾妻博士は明治二十六年東京大学医学部の卒業である。

### 書評

#### 立川昭二著『病気の社会史』

学問のどの分野でも一般民衆の生活とかかわりを持たないものはないが、医学の場合は特にこの点が顕著であり、また強調されねばならない。医学史のアプローチの方法でも、従来は、医学の専門家である医師の業績にのみ焦点がむけられる傾向があったが、最近になって、文化人類学的、社会人類学的観点から医学史を追求する論者がふえてきたのは喜ばしい。

立川氏の表題の近著も、その一つの試みであり、ライ病、ペスト、梅毒、結核、ガン、コレラなどの病気を中心として、その社会とのつながりあいを興味深く述べておられる。

「病気は文明がつくり、また病気は文明をつくっていく。この二つの動機はつねに重なり合って提示され、そして追復される。」著者の提起したこの主題が、あるいは古代史の「追復されたヒロイン」があるアテナイの疫病をめぐって、あるいは「ルネサンスのあだ花」梅毒をめぐって繰返し例証されている。

著者自身『病気の社会史序説』として本書を書いた、と語られているように、本書は、著者の掲げた大きな主題の序論をなすものである。本書で書きたりなかった多くの問題点を今後ひきつづいて追求していただきたいと願っている。

(日本放送出版協会刊 NHKブックス<sup>152</sup>)

昭和46年12月20日第1刷 定価四二〇円

(Y)



頼山陽の病志 (一)

富士川 英郎

頼山陽は安永九年(一七八〇)十二月二十七日、大阪江戸堀北一丁目に生まれた。父春水は安芸国竹原の紺屋の出身であったが、若くして大阪に出て、趙陶齋や片山北海に学んだのち、儒者となり、ちょうど山陽が生まれた頃には、江戸堀に私塾を開いて子弟を教育していたのである。彼の妻は静しずかといい、大阪の儒医飯岡義齋の次女で、文学の嗜みが深く、小沢蘆庵について和歌を学び、のちに梅颯ばいしと号した。山陽はこの夫妻の間の長男として生まれたのであるが、春水、三十五歳、梅颯は二十一歳のときの子であった。春水はその翌年、安芸の浅野侯に抱えられて、その藩儒となり、頼一家はやがて大阪から広島へ移り住んだ。そしてその後、春水は寛政の異学の禁があった際に、柴野栗山や西山拙齋らとともに、そのことに關して重大な役割を演じたり、江戸の昌平黌に出講したりして、朱子学者として天下にその名をひろく知られるようになったが、その性格は真面目すぎるほど真面目であり、謹厳いやしくもせず、その日常の生活においては家族たちの三度の食事の箸の上げおろしについてさえ、やかましかったという。ところが、これに反して、彼の妻梅颯は豊かな文芸趣味の持主

であつたばかりでなく、浪華生まれであつたせいか、かなり派手好みの性質でもあつたらしい。そして春水と梅颯のこのような対照的な性格を考え、この両親が享けついでたものと思うとき、私はいつも次のようなゲーテの詩を思い出さざるを得ないのである。

父よりわれの享けたるは その体格と

真剣なる処世の態度

母よりは快活なる氣質と

空想を物語る嗜好なり<sup>(1)</sup>

頼山陽とゲーテは偶然にその歿年を同じくしているので(両者共に一八三三年に死んだ)、東西の文豪として、従来もよく比較されてきたが、実はこのふたりはあまりよく似てはいない。少くともその文芸上の業績や思想には似たところが少ないと言わなければならぬが、ただ、彼らの両親のそれぞれの性格と、その両親から彼らが享けついでと思われるものは、確かに似ているのである。山陽もゲーテと同じく、父親から「真剣なる処世の態度」をうけついで一方、その芸術的氣質は主として母親から得ていたのであつた。

さて、このような両親の間に生まれ、おそらく母親梅颯の愛を一身に浴びて育つてきたと思われる山陽は、幼い時からすでにかなり病弱な子であつたようである。殊に異様なのは、いわゆる「癩症」が早くから現われていたことである。山陽の幼い時から

成人したのちに至るまでの永い間の病歴は、母の梅颯がたんねんに書きのこした日記（いわゆる「梅颯日記」）によってその詳細を知ることができ、山陽の「癩症」の最初の記載は、その天明七年九月十八日の項に見い出される。このとき、山陽は数え年で八歳であった。

「十八日、晴、陰。久太郎（山陽の通称）、昼後より少々気色あしく、申の刻斗（午後四時頃）大熱、折々正気なく、かんぺきの症なり……後快でいにて、夜半斗又其キミ、其後よく寝」

ここに「かんぺき」とあるのはおそらく痙攣のことで、「折々正気なく」というのは、そうした痙攣に際して、山陽が一時、失神状態におちいったことを語っているものと思われる。後にも述べるように、幼い山陽はその後もたびたび同じような痙攣を起していたようであるが、これに関連して、嘗て富士川游が次のように言ったことがある。

「今の世に伝はれる頼山陽の肖像を見るに、頭顱が大きくして殊に前額が突出して居る。この頭顱の形状は脳水腫を患ひたるものに見らるるものであるから、山陽が幼時肝、べきに罹りたりといはるる病症の中には軽度の脳膜炎があり、それがために脳水腫を引き起したのではないかと思はれる。西洋でも科学界及び芸術界の偉人の中に脳水腫性の頭を持つて居つたものが尠くない。その一例として挙ぐべきは、アー・フォン・メンツェルとヘルムホルツとである……この場合にありて脳水腫の存在は明かにその人の智力と関係するもので、軽度の脳膜炎で、水腫のあまり劇甚でなかつた場合にはその人の智力は尋常に比して優越せるものであ

るといふことが知られる。山陽の頭も正にこのメンツェル、ヘルムホルツ等の頭に比較せらるべきもので、脳水腫性のものである」<sup>(3)</sup>

翌天明八年、山陽九歳のときの三月十二日から、彼はまた発熱して、痙攣を起した。

梅颯の日記には次のように記されている。

「十二日、久太郎、昼頃より足いたむよし申ス、ねつ有とは心づかず。

十三日、晴、久太郎、熱アリ、林に菓類、八つ過（午後二時過）よりねる。夜、林見舞、ふり菓調合、暁、例之癩べきノキミ。朝迄両度也。」<sup>(4)</sup>

だが、この山陽の発熱は痘瘡のせい、山陽は十五日に発疹、二十一日に落痂しはじめているが、二十四日には「手足の痘かせいたミなく、寝起自由」となり、さらに四月七日には、「痘、カホノ分、皆カハ落」ちて、九日頃にはほぼ全快したのであった。（なお、この病中の山陽に菓としてしばしば「テリアカ」が用いられていることは注目に値する）。

幼時の山陽の病気のうちで、このほかに目立ったものに、腹瀉（或は吐瀉）がある。これは早く天明五年（山陽六歳）から「梅颯日記」のうちに記載があり、その年の六月二十五日から数日間、山陽が「腹瀉」に罹ったことがそこに記されている。また、天明七年（山陽八歳）六月二十九日の項には、「久太、ふくあい（腹合）ねつアリ」とあるが、「腹合」とはどんな病気なのだろうか。或は腹合という漢字は単なる宛字であって、これは別に消化器系

統の病気ではないのかもしれない。

天明八年七月二十九日、九歳の山陽は梅颯につれられて、大阪へ旅立った。広島から船に乗って、瀬戸内海の航路をとって行ったのであるが、連日の逆風のために船は遅々として進まず、八月一日にやっと尾道の沖に仮泊し、二日に阿伏菟に至ると、そのましま五日までそこに停泊するといったありさまであった。しかも、その五日から山陽は劇しい下痢をはじめ、それが数日つづいたのである。『梅颯日記』を見ると、そのときのこと

「五日、晴。……おさなきもの（山陽）は、常の様にあらで、腹あしく、とかく物思ふばかりなり……」

六日、……辰刻ばかりより、出ふねし、追風吹て、帆あげ、暮方さこし（坂越）迄来ル。……久太郎しげく、カハヤへ行、夜もすがら、おや子ともに寐もやらず。

七日、晴。巳ノ刻ばかり、かうべ（神戸）迄来ル……久太郎、例ならざれば、心にもあらで、船にとどまる。夜もすがら、かよひしげく、昼夜に四十度斗也<sup>（5）</sup>」

というふうに記載されている。七日には山陽が四十回も廁へ通ったというのであるから、このときは悪性の腸カタル（または赤痢<sup>（6）</sup>）のようなものでも罹ったのだろう。

この月、梅颯と山陽は十日あまり大阪に滞在したのち、二十日にはまた船に乗って、広島への帰途についたが、その出帆の船のなかで、「久太郎は、猶難波はなれがたくや、終日よよとな<sup>（7）</sup>」いていたという。そしてふたりが広島に帰ったのちも、山陽の健康はとかくすぐれなかつたらしい。九月八日附で父春水が医師林堅

良へあてた手紙のうちに、「做家幼兒（山陽）、嘔と不<sup>（8）</sup>仕、こまり申候。此辺御序被<sup>（9）</sup>成御座候ハバ、御過訪被<sup>（10）</sup>下度候」という一節が見い出されるが、十一月十六日からまた山陽は腹痛を催している。そして梅颯の日記には

「十六日……久太郎、夜不快、吐アリ、腹痛。

十七日、晴。久太郎、今朝瀉一度、林に見てもろふ。寒邪也……

十八日、晴。……久太郎、昼迄気おもくあしし。夕よりよし。

薬二貼<sup>（7）</sup>」

と記されているが、その頃の山陽のこうした病状のうちに、単なる下痢というよりも、のちに現われた鬱病の前兆がすでに見られると言ってもいいのかもしれない。

山陽の鬱病が『梅颯日記』のなかにはっきりと現われたのは寛政五年、山陽十四歳の年の九月からのことである。もともとそれに先立って、寛政三年四月二日の項に、「久太郎、頭痛、林折ふし見舞、ふり薬二貼調合<sup>（8）</sup>」という記事があり、寛政五年三月七日の項にも、「久太郎、少々不例、林来り、合薬三貼調合、フラツキ・頭痛・不食、くびの辺少々いたむ、熱ハナキ也<sup>（9）</sup>」と記してあって、この頭痛は鬱病となんらかの關係があったものかとも思われるが、しかし、はっきりと鬱病と言える症状が梅颯の日記に記載されているのは、寛政五年九月二十三日からであって、それ以後この年の暮まで、山陽は概して沈鬱な精神状態のなかにいたようである。次にその当時の『梅颯日記』を写してみよう。

「二十三日、晴。久太郎不快、山中に見てもろふ、肝けいノ事のよし……」

二十四日、晴。久太郎、日の内ハ夜の様ニハナシ、夕がたより  
気分あしく成、山中、宵、見廻、ふり薬一ぶく・丸薬一包、朝ふ  
り薬二ぶく、夜、林宿（とまり）もろふ……

二十五日……久太郎同事（おなじこと）、すすめて天神町辺歩  
行なす、間もなく帰る……初更過より二更過頃ねル、山中見廻。

二十六日、晴。久太郎同事之内、狂気の様成事、物ごとニうた  
がひふかし、申ノ刻前より暮六つ迄ねる。朝七つ頃より夜の明迄  
ねる……

二十七日、晴。久太郎、大用少通、夜丑ノ刻頃より明六つ過迄  
ねる……

二十八日、晴。久太郎、瀉一行、夜又一瀉。与一・伊助など  
すすめて白神へ参ラス。夜又予、参詣すすめて召連行、何にも目  
にとめず、早々帰度やうす……

二十九日、晴。久太郎同事、瀉一行、きのふ今日、間違らしき  
事いはず、只気おもく、無言ニて居ル……

晦日（三十日）雨。けふハ天気ゆへか、気猶重くミゆる。暮前、  
千齡公（頼春風）薬一貼調合して用ル。夜も気分あしくいふ、半  
夜たらずねる……

十月一日 晴。久太郎よほど気かろくミゆる……

二日、晴。久太郎、快食、きのふ夕飯よりよくくふ……

三日、雨。……久太郎、快……

四日、晴。久太郎、快……

五日、晴。……久太郎、快……

七日、晴、陰。久太郎、少々あしき方、かほノ色あしく、終日

おき居ル……

十日 陰。……山中見廻、久太郎も見てもろふ、日の内はよし、  
夜ね覚ニ気色あしきよし。

二十四日、晴。久太郎、少々気色おもし。

二十六日、晴。久太郎、同事、今日あたりより無言。気おもし。

二十九日、晴……久太郎、同事、気おもし。牛尾玄珠へ療治頼  
ム、来見、薬三貼。

十一月二十九日、晴。大久保同伴して、久太郎、能見物ニ行、  
……久帰りて、少々不気色の方……

三十日、夕、雨。久太郎、風呂へ入、のぼせあしき由。

十二月朔、雨、夕晴。久太郎、同事、物いはず……

三日、晴。……久太郎、同事、食不進<sup>(10)</sup>」

ざっとこんなふうである。気鬱、無気力は言うまでもなく、食  
欲不進、胃腸障害（腹瀉）、不眠、便秘等、当時の山陽には鬱病  
のほとんどすべての症状が現われていたようである。また、「日  
の内はよし、夜ね覚ニ気色あしきよし」というのも、典型的な神  
経症の症状であるが、しかし、外見は通常の健康人とあまり異ら  
ず。ただ無気力で、はかばかしく口もきかない、そうした当時の  
山陽の様子を見て、謹厳な父春水などがそれを環境に甘えた怠け  
病のように思ったのも、無理からぬことであつたと言えよう。春  
水はこの前年（寛政四年）の九月からまる一年あまり江戸に滞在  
し、この年（寛政五年）の十月十五日、ちょうど山陽の鬱病が高  
じていた最中に広島へ帰ってきたが、それだけに彼には山陽のそ  
の病気が不可解であつたらしい。そして春水はそのような山陽の

性根を叩きなおそうとも思ったのだろうか、この年の大晦日（十二月二十九日）の彼の日記のうちに、「久太郎へ申付候儀有<sup>レ</sup>之所、心得違様子不<sup>レ</sup>宜、仍<sup>レ</sup>之不得<sup>レ</sup>已及<sup>レ</sup>忿怒候事有<sup>レ</sup>之」という記事が見い出される。おそらく春水は、新年を迎えるのに当って、山陽を呼びよせ、それまでの心得違いを改めるようにと訓戒をたれたところ、そのときの山陽の態度がよくなかったので、「已むを得ず、忿怒に及んで」しまったのだろう。

だが年が明けて、寛政六年となっても、山陽の様子にたいした変りはなかったようである。『梅颯日記』を検してみても、この年の一月から四月に至るまでの間に、「久太郎、例の不出来」「久太郎、少々気おもし」「久太郎、少々持病氣」「久太郎、近来不食の方」「久太郎少々持病ノキミ」というような記載が所々にあり、この頃にはすでに鬱病が山陽の持病とされるまでに至っている。

もちろん、梅颯や医師たちにしても、このような山陽の病状をただ手を拱いて見ていたわけではなく、例えばこの年になると、さかんに山陽に灸をすえているが、山陽はまた、五月から六月へかけてと、九月から十月へかけて、二度ばかり、叔父の杏坪につられて、竹原へ保養に出かけたりしている。安芸国竹原は頼家の父祖の地で、当時は同じく山陽の叔父に当る春風（春水の弟、杏坪の兄）が、父祖伝来の屋敷を守りながら、そこで医者を開業していたのである。この転地療法が山陽の鬱病にどの程度の効果を及ぼしたかは明らかでないが、これ以後、暫時の間、山陽が小康を得ていたことは事実らしい。但し、翌寛政七年と八年の『梅颯日記』は完全でなく、その一部しか書き残されていないので、そ

の頃の山陽の状態も詳しいことが分らないが、父春水の日記には、寛政七年十二月十一日の項に、「久太郎頭痛<sup>(13)</sup>」と記されており、また翌寛政八年四月三十日の項には、「久児不埒有<sup>レ</sup>之<sup>(14)</sup>」という記載があって、この「不埒」なことも、おそらく山陽の鬱病と関係のあったことと思われる。

やがてこの年（寛政八年、山陽十七歳）の六月十四日には、春水がその日記のなかに、「久兒宿痾暴発、狼狽、昼夜看護、此間事件、茫乎不<sup>レ</sup>記<sup>(15)</sup>」と書きつけたような一大事があった。そのとき山陽がどんな状態になったのかは詳らかでないが、「宿痾暴発」とあるところから察すれば、それは鬱病ではなくて、むしろ躁病の急激な発作であったのだろう。いずれにしても、これによって春水夫妻のうけたショックは大きかったに違いない。しかもそれはちょうど山陽の弟の大二郎が痾瘡に罹って死に、妹の十もそれに伝染して発熱していた最中であつたので、彼らの狼狽には想像に絶するものがあつたらしい。春水は「此間事件、茫乎不<sup>レ</sup>記」というありさまであつたし、梅颯に至っては、筆を擲って、その頃の日記をまったく書いていないのである。

山陽のこのときの病氣はやっと七月十九日頃になって、小康を得たらしい。父春水の日記によると、この日に、山陽は病後初めて門外を歩行したようである。やがて十月二十六日、山陽は叔父の杏坪につれられて、石見国有福温泉に湯治に出かけた。そして十一月十一日に広島へ帰ってきたが、それ以後山陽はしばしば杏坪の邸宅へ出かけている。浅野侯の世子の侍読として江戸に滞在していることの多かつた父春水に代って、杏坪は山陽の幼い時か

ら、その家庭における教育をひきうけたかたちになっていたのであるから、山陽にとってこの叔父には父以上の親しみが持たれたのだろう。明けて寛政九年正月十五日、山陽は広島市白島（びじま）の杏坪邸を訪ね、そのままそこで発熱して、臥床した。『梅颯日記』にはその翌十六日の項に、「久太郎水痘之由」という記載があり、十九日には、「久太郎、今日より起居ル由」と記されているけれども、二十二日にはまた、「久太郎、風氣にて頭痛の由、葉、林(16)ニ頼」といった具合で、このとき山陽は三十日になってやっと父の家に帰宅したのであった。

山陽が叔父杏坪に従って、江戸へ遊学したのも、この寛政九年のことである。この年、山陽は十八歳になっていたが、三月十二日に広島を立ち、江戸に着いたのは四月十一日のことであった。山陽のこの江戸遊学は、当時の最高学府であった昌平黌に、彼の叔父に当る尾藤二洲（その妻梅月は梅颯の妹）をはじめとして、柴野栗山、古賀精里等、いずれも父春水と親交のある人たちが関係していたので、彼がそこで勉学するには、極めて好都合な条件がそなわっていたと言ってもいい。そして春水や梅颯は、山陽が江戸という大都会のなかのそうしたいわば検舞台において、学問を磨き、修養を積むとともに、自分の精神を制御することによって、その鬱病を克服することを期待していたのではなからうか。事実、山陽自身もはじめはそういうつもりであつたらしく、江戸に着いてから一月あまりたった五月二十五日に、梅颯へあてて出した手紙のなかでも、「去年ノヨフナ、メツソナ事は、一切出来

申まじくと、こり申候間、未<sup>レ</sup>萌<sup>レ</sup>さきより、灸や薬やニテせめたて、他出歩行、身体働スニテ、大キニ養生ノ為ニなり申候。何分此度の勤番ニハ、マメナ人、マルナ人となり、かへり申度心積りに候」と言っているである。右に「去年のようなめっそううな」とあるのは、春水がその日記に「久児宿痾暴発」と記した躁病の発作と関係のあったことなのだろう。おそらく山陽はこの江戸滞在中にそのような発作が再発することを自分でも最も恐れていたのであり、無事に勉学を終えて、健康で、円満な人間（マメナ人、マルナ人）となって故郷へ帰りたいと切に願っていたに違いない。だが、それにも拘らず、やがてまた躁病の発作が現われたのか、それとも鬱病が高じたのか、いずれにしても山陽がそれ以上永く江戸に滞在することは不可能な状態になつたらしく、彼は遊学も空しく、一年たらずのうちに又々にも江戸を引きあげてしまったのであった。そしてこのたびもまた杏坪につれられて彼が広島に帰ってきたのは、寛政十年五月十三日のことであつたが、彼の容態はこの帰郷によつても特に快方へ向うということはなかつたらしい。春水の日記を見ると、すでに六月八日の項に「久太郎、鬱症」とあり、翌九日には、「夜、泛舟の遊、為<sup>レ</sup>襄(18)也」と記されている（襄は山陽の名である）。さらに梅颯の日記にはこの前後の数日間の山陽の病状が詳しく記載されているので、それを次に写してみよう。

「六月六日、雨、土用に入。久太郎、気色あしき方。

八日、晴……久太郎、灸治。

九日、晴……久太郎、逍遙散步。

十日、晴。与一、小ぶねにて誘ひ、久太郎川内にて遊、朝之内、足ノ灸スヘル。

十一日、陰。久太郎、夜へかけ、気色よろしからず、夜、林まねき、薬もらふ、ふり薬、本薬共三貼也。

十二日、晴……久太郎、同事、昨日よりよき方歟。夜、与一來り、歩行に誘ひ行……

十三日、晴。久太郎、与一誘ひニ來り、夜遊行

十四日、晴。久太郎、少よき方。夜、与一來りすすむれ共、歩行に不<sub>レ</sub>出。

十五日、晴。久太郎、同事、薬二貼。夜、与一誘ひ、やぐらの下辺へ、すすめ遣ス……

十六日、晴。御供ぶね見ニ行、久太郎ゆかぬといふを、すすめてつれ行……」

この最後の十六日の項に「御供ぶね」とあるのは、厳島神社の管絃祭に、笛や太鼓の音とともに広島市中からくりだす屋形船のことである。毎日のように気がふさいで、鬱々としている山陽を少しでも元気づけようとして、梅颯たちがしきりに彼を外の賑やかな所へつれだしているが、それでも山陽の気分は一向に晴れず、その病状は少しも回復することがなかったようである。

山陽に縁談が起こつたのは、それからまもなくしてのことであった。相手は同じ芸藩の藩医御園道英の娘淳で、早くも翌寛政十一年二月十二月に婚礼の式があげられた。時に山陽は二十歳、新婦の淳は十六歳であった。だが、この山陽の当時としても普通よりは早かった結婚は、もっぱら両親の春水夫妻のはからいによつ

たものであるらしい。終日、陰気な顔つきをしてふさぎこんでいたり、わけのわからない反抗を試みたりする息子に新妻でもたせたならば、そのストレスが解消するかもしれないと考えたのは、春水夫妻もまた世間の親と異なるところがなかったのだろう。しかし、その結果は彼らが予期したところとは正反對のことになったのであった。山陽はこのおそく自分では気のすすまなかつた結婚後、却って遊蕩に耽つて、こんどはそれまでと逆に、夜遅く外出先きから帰ってくるようなことが度重なつたのである。

『春水日記』を見ると、早くもこの年(寛政十一年)の三月二十九日の項に「久太郎夜遅帰」という記事が見い出されるのをはじめとして、歳末に至るまでしばしば、「久太郎遅帰ニ付、心動(く)」とか、「戒論兇襄ニ久児夜帰太遅、戒禁足<sup>(20)</sup>」といったような記載がつづいている。そしてこれらの事態が高じて、やがて山陽の脱藩事件というスキャンダルにまで、それは発展していったのであった。

寛政十二年九月二月、竹原で大叔父伝五郎が死んだ。折柄、春水は江戸に在勤中であつたので、梅颯は杏坪と相談のうえ、山陽を名代として竹原へ弔慰に行かせることにした。そして山陽は五日の六ツ半(午前七時)に若党の太助を供として広島を立つたが、その途中、太助の眼をくらませて、脱走したのである。もちろんそれはすぐに竹原にも知れ、広島の杏坪のところにも報らせがあつて、ただちに追手がさしむけられたが、山陽の行方は、その後しばらくの間、杳として知れなかった。彼が京都の福井新九郎方に潜伏しているところを発見され、やがて広島へつれもどされた

のは、その年（寛政十二年）のやと十一月三日のことで、彼はそのままだちに杉木小路の父春水の邸内に新しく構えられた座敷半に押しこめられた。山陽はこのとき二十一歳、それ以後滿三ヶ年の歳月を彼がこの座敷半のなかですごしたことは周知の通りである。

山陽はこの座敷半で生活していた間、同じ邸内に住みながら、母の梅颯と顔をあわすこともできなかつたが、しかし、一方では多くの書物を読み、多くの文章を綴る機会を与えられたことになつて、彼の名著ともいうべき『日本外史』さえ、その初稿のたいがいの幽閉生活中に書かれたのであつた。また、その持病の躁鬱病もこの期間中には、不思議に影をひそめたようなかたちになつているが、その理由について中村真一郎氏はその著『頼山陽とその時代』のなかで、次のような推測を下している。

「第一に（山陽は）廢嫡になつたことで、頼家の後嗣という重い責任から解放されたこと。つまり、勉強は無理にする必要がなくなつたから、したいだけ、したいようにすればよい。専ら内的要求だけに従つてやればよくなつたこと。

第二に嚴重に監禁されている以上、発作が起きても、どこかへでかけてしまつたか、甚だしきは家出するとか、そういう可能性が全くなくなつたこと。つまり、己れの意に反した狂態を演じることが不可能になつたために、必ずしも発作を恐れなくても済むこと。

第三に、病氣であることが周囲に承認されたために、病状に対して人格的な責任を負わなくてもいいようになつたこと。

第四に、母、静子と別れて暮すようになったこと。母に甘えたり、又、母のために気を遣つたりできなかったこと<sup>(21)</sup>。

中村氏は以上の四つの要因をあげたのち、これらの要因が山陽の心に突然、「おこりが落ちたような平靜な状態を生んだものと思われる」と言っているが、或はそういうことであつたのかもしれない。

享和三年十二月、山陽はその幽閉生活を解かれ、翌文化元年一月には廢嫡されて、自由の身となつた。このとき彼は二十五歳になつていたが、それ以後、菅茶山に招かれ、その廉塾の都講となつて、備後国神辺へ赴いた文化六年十二月までの六年間は、しかし、山陽の生涯における第二の危機であつたと言つてもいい。廢嫡となつたために、もはや父春水の後を嗣ぐ責任はなくなつていたが、却つてその後は父で一種の食客のようなものとなり、多くの才能とありあまる野心を抱きながら、彼は空しくその日々を悶々のうちにすごしていたのであつた。山陽が以前にもまして遊蕩生活に耽つたのもこの時期のことである。但しそのせいか、持病の鬱病はこの期時にはほとんど現われていず、その他の病氣にも彼はあまり罹つていないようである。『梅颯日記』をひもといてみても、この時期には山陽の病氣についての記載がほとんどない。稀れに彼が吐瀉をしたことが記されている程度であるが、ただ一つ目立つのは、眼病である。もともと山陽が眼病を患つたのはこのときが初めてではない。すでに天明九年、山陽十歳の年の四月に彼は眼を悪くしたらしく、『梅颯日記』の同年四月十七日の項に、「久太郎、目、別してあしし」という記載があり、二



十二日には、「久太郎、ささや目薬サス」、二十三日には、「久太郎……今日昼より目少しくよし」<sup>(22)</sup>と記されている。また、山陽が十三歳になった寛政四年の六月三日、彼がその眼疾を見てもらうに山中という医者を訪ねたことが、『春水日記』に記されている<sup>(23)</sup>。これらはいずれもただ「眼が悪い」とか、眼疾とだけ記してあるので、はたしてどういう眼病であったかは詳らかにすることができないが、文化元年に至って、山陽はまた眼を患い、「右の眼が盛ニはれ」たようである。さらに文化三年七月に菅茶山にあてた手紙のなかでも山陽は、「私儀、眼力日就ニ耗渴、困入申候」とか「眼医、底閉ニ相成可申様申候間」と言っているが、とにかくこの時期に彼が眼を悪くしていたことは事実だろう。しかし、その後、彼のこの眼病はあまりひどくならないようなので、これもまた神経症的なものであったのかもしれない。

ところで私はいま、山陽がこの時期に眼病のほかにはあまり著しい病気に罹らなかつたと言ったが、しかし、それは彼が特に健康であったということではない。その外見からすれば、この時期の山陽はむしろ痩せて、青白く、いかにも弱々しく見えたりしい。だから文化二年の九月、竹原で彼と出会った菅茶山がまず彼にすすめたのは、「保養第一」ということであつたのであり、さらに文化五年十月十一日附でその茶山にあてた手紙のなかでも、山陽は自分のことを語って、「病羸枯槁、上壅下虚、因果申候。何ぞ積聚留飲、下元冷慙之症に、奇薬共は無御座候哉」と言っている<sup>(26)</sup>のである。「積聚」は腹部、または胸部に激痛を覚えて、しばしば痙攣を催す病気で、留飲は飲食物が胃につかえたように

なる病氣、つまり胃酸過多症のような病氣だろう。但しこれは医者が診断したのではなく、山陽が自分で勝手にそうきめているのであるから、はたして病氣と言えるほどのものであつたかどうか。おそらくこれも神経症のものであつたことと思われる。

(本稿は去る十月例会にて講演したのものにもとづいて加筆されたものである)  
(以下次号)

### 新刊紹介

三木栄著「体系世界医学史」——書誌的研究——

三木博士の労作、大著「体系世界医学史」がついに刊行された。博士がさきに名著「朝鮮医学史」を発表されてから間もなく今回の大著の編述に手をつけられたことはかねて承っていたが、こんなに早く発刊されようとは思つてもみなかった。それだけに筆者は著者三木博士の熱意と篤実さにはあらためて深く敬意を表せずにはおられない。

B5判、約八百二十頁から成る本書は四部にわかれ、第一部総論、第二部 編年史、第三部 世界医学・史的研究業績解説目錄、第四部 世界医学主要業績—原著解説目錄となつておる。第一部はさらに三章にわかれ、一、医学とは何か、二、医学の本体は東西一元、人類共通である、三、医学史とは何か、を論じている。三木博士の、かねての持論を該博な文獻にもとづいて説明されている。

第二部、編年史は、著者自身も本書の主軸であるとされているとおり、量、質共に群を抜いておるといってよい。西方医事関係、ヨーロッパ・インド・西アジアなど、中国・朝鮮・日本の五つの項目をたてそれぞれの医学事項を年表式にならべ記している。この種のものとしては、本書より詳しいものを筆者は他に知らないことに中国・朝鮮および日本の医事について十分考慮が払われて

いるので、われわれにとつては特にありがたい。

第三部は医学史に関係の内外の研究業績を網羅して簡単な解説を加えたものであり、第四篇は古今東西の主要医学研究業績の目録で、両篇共に編者の広大な知識の産む所であり、ただただ驚くばかりである。

これ等に加えて極めて詳しい、親切な索引が付されていることは本書が始めから終りまで、いかにも著者の人柄を反映しているものとして奥床しくさえ感ずる。(R・O)

(B5判 六八八頁 発売元 医歯薬出版株式会社 定価一万二千元)

## 訂 正

十八巻一号の「資料」欄に所載しましたところの

「戸塚静海より兄柳斎宛書簡の紹介(二)」

の中に左記の誤りがありましたので訂正し、お詫びいたします。

六四頁 書簡番号(二〇)

(三) (嘉永二年正月十三日)

.....

(別筆) (駿西正月十三日年始状 正月晦日着)

以上は同頁の下端の最初に来て、「春寒退兼……」以下四行目終りの「……尤鯨差上度奉存候処旧臘」は十行目の「更に入津無之……」に続き、共に書簡番号(三)の内容です。

## 新刊紹介

村上忠重校閲  
川俣建二著 胃外科の歴史

今や胃の切除術は全国各地で行われ、また胃の集団検診は全国津々浦々まで行われるに至った。こうなるまで先人の苦心は並大抵でなかったと容易に想像がつく。これを坦々とした筆で文獻を片端しから、追ってまとめたのが本書である。一八八一年二月二十八日、ウィーン大学でビルロートが胃切除の手術に世界で初めて成功したのだった。その患者は術後四ヶ月の生存を記録した。手術そのものによる死亡率の高かった時代、これは大変な好成績であった。それからビルロートの術式はI型、II型と称し、その除のが現在も用いられている。一八八一年から約二〇年間で胃切変法術式の原型は殆ど出つくし、それにX線、胃カメラの開発による胃診断学の進歩と相俟って、胃の疾患に対する治療は非常に進歩した。これ迄に至る過程をこの本は術式の変遷を圖で示し、次々と報告された変法も原資料から取材して説明している。しかも、この本は欧米の発展はあくまでも日本の胃外科史の対照に引いているのであり、副題が「本邦における明治〜近年までの研究」とあるように主力は日本での胃の外科手術の変遷を述べている。そのため時代区分を明治大正・昭和初年から第二次大戦の終戦まで・戦後十年・最近の十年と四段階に分けている。これからも、近年になって急速に外科の進歩があったことが察せられる。

なお、著者は新進の外科医であったが、不幸にして肝硬変のため若くして急逝した。歿後、彼の書齋の中に本書の原稿が発見され、後輩の手で整理出版の運びとなったという。文獻も加えて一七〇頁という本であるが、内容に無駄がない。そのために剛い印象を受けるが、著者はそれを消化した上で出版しようと思図していたかもしれない。

(A5判一七〇頁、定価二千三百円 医学図書出版株式会社発行)

## \* 新刊書案内

阪大名誉教授  
森下 薫 著

# ある医学史の周辺

— 風土病を追う人と事蹟の発掘 —

A・B版 354頁 定価/1,000円 (送料140円)  
発行/日本新薬株式会社

内容

- 怒濤の中の奇病を追う人
- 「対葉館」二階座敷の研究室
- 肺吸虫の秘密をあばく
- 日本に於ける肝吸虫の発見
- 黄牛病の謎
- アクラの野口博士
- ロスのマラリア研究を偲ぶ
- ズビニの鉤虫発見の跡
- 杉山なか女の解剖願書
- ジョセフ・メイステルの生涯
- 日本寄生虫学の夜明けと  
ベルツ博士など16編集録

■ 購入手法/一般書店及び医学専門書店へお申し込み下さい。  
直送ご希望の方は送料を添えて下記へご送金下さい。

- (162) 東京都新宿区市ヶ谷佐土原町2の1 保健会館内 予防医学事業中央会  
(振替 東京38038)
- (550) 大阪市西区北堀江通5の59 大阪予防医学協会 (振替 大阪64926)
- (601) 京都市南区西大路八条下ル 日本新薬株式会社 (振替 京都3231)

小川鼎三序・山本成之助編著

# 川柳医療風俗史

口絵カラー、図版二五点、他に統計資料もあり。

A5判 約二〇

〇頁 上製ケース入

定価二八〇〇円

(本学会に限り一割引・送料負担・現金書留にてお申込み下さい)

医療川柳の発掘にかけては第一人者の著者が、川柳より眺めた医療風俗の流れをこの一冊に集約、面白く、資料も豊富である。

## 目次

- 夫さへ知らぬ所を医者が知り (診療風俗)  
代脈はやんまを追った小僧なり (代脈)  
鉋毒の為に生えぬと栃木下女 (各種の病氣)  
村医者は鼻にかけて、聴診器 (診療風俗)  
不景気の穴を種痘でうめる医者 (医師批判)  
面倒になると薬局目分量 (薬局生)  
医者の頭痛は病人が出て直し (医業経営)  
西洋の医者匙よりも瓶を投げ (西洋医師)  
先生と云ふと代診オホンと来 (代診)  
眼科医は薬師のことをくそけなし (各科医師)
- 〔前篇〕江戸時代の医療風俗 (後篇) 明治大正時代の医療風俗とし、各篇に於て、医育・診療風俗・各科の医師・医業経営・医師に対する批判・一般の病氣・流行病・各種の薬種剤・衛生などを取りあげる。

牧野出版

東京都千代田区飯田橋4-6-1  
電(03)(261)0768・振替東京103079

## 堀内文書の研究 六

片桐 一男

## 第六〇号文書 津江栢寿書状 堀内忠意宛

以紙面一啓上候、増御壮健ニ御勤可被レ成珍重之御儀奉レ存候、風土は相隔候得共、今比は随分暖和ニ相成可申と奉レ存候間、爰元別而相易候義も無御座皆々壮健ニ御座候、乍レ憚御休意可被レ下候、東都ハ今比花も散、杜鰭之声珍敷候、時候ハ今比の事と申ものか、向嶋などへ参り一盃も傾候ハ、如何斗か寿命長し可申候と奉レ存候、しかし老人も行れず、扱々まゝならぬ世の中、御業に一盃傾申候事のミ思ひ出し、御懷敷存出し候、且又近比輕薄之至ニ御座候へ共、風流之団風五本・絵半切百枚近比如レ何敷奉レ存候得共、進可上之仕候、御笑納被レ下候ハ、何分忝仕合ニ奉レ存候、宜敷々奉レ願上候

一、先便ニは清左衛門手柄之猪胆御惠被レ下忝仕合奉レ存候、厚御礼申上度候

一、清左衛門事高家江参候而段々御咄も被レ成候御様ども被レ仰下ニ委細承知仕候、出立之御清左衛門方遺置申候痘瘡之療治致方写遣可申候得共、出来未不レ仕、是ハ清左衛門家未代

まで伝り申事ニ御座候へハ、長閑ニ致遣候而ハ后世之名も残念ニ有レ之、能々改メ遣シ可申候心得ニ御座候

一、出立之御被レ仰下ニ候御医案并痘論近日差上可申候、先比方忙敷内、眼病相煩、比漸快相成候へ共、未細字などハ殊ろ迷惑仕候、扱々困り入申候

一、出立之御御約申上候保赤全書、段々穿鑿仕候へ共無御座、比有益漸四奴ニ調来候、保赤ハ至而誤字多有レ之候間、読合々差上可申候、近日読合可仕答ニ御座候、左様思召可被レ下候

一、左馬之助儀上村氏江首尾克相勤居候哉、何分にも御添心可被レ下候、万一同所外ニ而も参候様子ニ御座候ハ、御婦シ可被レ下候、此段飯田氏へも申遣置候、何分可然奉レ願上候一、出立之節段々密ニ御願置申候儀、先達而八木十伎拝領被レ仰付候、右ニ付而先是ニ而兎も角も相繼候哉と奉レ存候、是ハ乍レ然留守中之御扶持方と申事ニ而有レ之候様ニも承知仕候得共、此上又御合力米を頂載致し度など、申事ハあまり致したる事と人も申候奉レ存候、必々毛頭御ねたり申事ニハ無レ之候得共、世間之外聞も有レ之、櫻村元龍方ハ申遣候処、今ニ而ハ却而ねたり申たる様ニも聞ハ申事、扱々心外千万之仕合ニ奉レ存候、何分にも此段ハ足下御力ニ奉レ存候存候間、御ね

たり申上候義ニ而ハ無御座候段、相分候様ニ御奉行中江も御聞違可被レ下候様ニ御取成之程奉レ願上候、櫻村いかゞ之存念よりニて竹太夫迄御申入被レ下哉、近此赤面之次第ニ奉レ存候、此段御察可被レ下候、尚追々可申上候

一、好生堂之義被<sub>レ</sub>仰下、則佐藤へ可<sub>二</sub>申越<sub>一</sub>候

一、上村も昨朝出立致候、扱々面白キ事ニ可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御座候、

扱御紙面満願寺ヲ思ひ出し、竹太夫帰国ニ付、幸私方へ満願寺取よせ置申候間、先日私帰候故、五舛樽一ツ私宅へ残居候由、満願寺御儀別ニ上可<sub>レ</sub>申候、噂致候所、元龍江申候ハ、御

国御法度ニ付、差遣候事ハ相止可<sub>レ</sub>申候様ニ差とめ申候、道中酒ハもたせ不<sub>レ</sub>申候よし、手輕御慎と驚入申候事ニ御座候、松昌のまゝニて満願寺酌かわし度奉<sub>レ</sub>存候、御懷敷々々命あら

は再会之義奉<sub>レ</sub>祈候、御案ニとかく命かものたねと申事ニ御座候、比ハ東都も少々疫熱有<sub>レ</sub>之候、痲瘡も追々多く御座候、しかし、阿そこここにて御座候、格別珍敷事も無<sub>二</sub>御座候、尚再度ニ追々可<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候、以上

卯月廿日

津江栢寿

堀内忠意様

尚々御家内様、弥御清快被<sub>レ</sub>成候哉と奉<sub>レ</sub>存候、乍<sub>レ</sub>序可<sub>レ</sub>然様御母堂様始不<sub>レ</sub>様相願申立候、以上

註

・有益<sub>二</sub>飯田有益、忠林。

・上村氏<sub>二</sub>上村玄立・利位。寛政七年十一月、痲瘡流行につき、江戸より痲瘡医津江栢寿を米沢に招き治療に当らせられたとき、附添い、稽古仕り候様仰せ付けられた。

・飯田氏<sub>二</sub>飯田忠林・有倫。米沢における津江栢寿の御用掛。

・左馬之助<sub>二</sub>津江栢寿の門人(第六一号文書)。

・樫村元龍<sub>二</sub>清応。寛政四年六月中、江戸の本草家佐藤平三郎を米沢に招聘の際、その取扱を仰せ付かり、同六年四月中まで勤務。同七年三月、江戸表勤学。同八月、勤学中津江栢寿について痲瘡療治方を学ぶ。

・佐藤<sub>二</sub>佐藤平三郎。

・御家内<sub>二</sub>堀内忠意の室志賀氏。

・好生堂<sub>二</sub>米沢藩の医学館。寛政五年十一月開設。

### 第六一号文書 津江栢寿書状 堀内忠意宛

去<sub>レ</sub>晦日之御書翰到来、忝拝誦、先以御全家様御捕被<sub>レ</sub>成、愈御多幸珍重奉<sub>レ</sub>賀候、次拙子家内無<sub>レ</sub>異事一罷在候、乍<sub>レ</sub>憚御休意可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、且御書状之趣ニ而ハ旧臘より御積之患ありて御不快之段被<sub>二</sub>御越<sub>一</sub>、乍<sub>レ</sub>然今程ハ御全快も御座被<sub>レ</sub>成候哉と奉<sub>レ</sub>存候、如<sub>レ</sub>仰当年は余寒退兼、今比漸花も綻申候而賑々敷御座候、御懷ケ敷奉<sub>レ</sub>存候

一、先々御礼可<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>尊意<sub>一</sub>候儀ハ、門人左馬之助累年貴邦へ逗留被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、殊ニ其中ハ御合力米頂載被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、難<sub>レ</sub>有仕合奉<sub>レ</sub>存候、是と申も貴君などの御隠を以之儀、毛頭忘却仕間敷と、其身者勿論、私共迄茂難<sub>レ</sub>有かり居申候得共、御聞及も可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>、彼之親共ハ職人片氣無骨者ニ而一向分兼候程之ものニ而御座候間、其段者御許容可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、猶又帰国仕候節も、為<sub>二</sub>路費<sub>一</sub>金子貳百疋頂戴仕、重畳難<sub>レ</sub>有仕合ニ奉<sub>レ</sub>存

候、御序之節宜敷く御挨拶可被下候

一、被掛御心頭上地之蕎麦沢山御恵被下、多々忝仕合ニ奉存候、早束製し相用可申樂しミニ罷在候、且又籠抹之至ニ奉存候得共、干魚少々なから進上之仕候、御笑味可被下候、且左馬之助掃郷之節は為御饒別筆懸弔張御恵被下、御心配之段痛入申候事ニ御座候、是又厚御札奉謝度奉存候、一、両日殊外取粉乱筆御高免可被下候、扱付有益掃国仕候之儀、其節万々可御意候、早々頓首

三月廿五日

津江栢寿

堀内忠意様

参ル人々御中

尚々御家内様可然奉願上候、以上

註

・有益 飯田有益、のち、中林・有倫。桂川甫周門下。

### 第六三号文書

津江栢寿書状

堀内忠意宛

尚々乍筆末御家内様江宜々御伝声可被下候、以上

一筆路上仕候、甚暑之節ニ御座候得共、益御清康ニ御勤可被成珍重之御儀奉賀候、随而私儀無異事ニ依旧候、乍憚御休意可被下候、当春已来御承知茂可被下候、大火ニ而混雜扱々六ヶ敷事共ニ御座候、下拙足痛茂此節又々少々萌申

候而痛申候、しかし去年来程は無御座候、病も近辺ならてハ難動候、扱々困窮仕候、尚暑中御様子御尋問如此ニ御座候、謹言

六月八日

津江栢寿

堀内忠意様

参人々御中

二白奉啓候、当春中は喜平次様始父子様不残御痘病御仕舞被遊、誠ニ恐祝至極ニ奉存候、御序之節御祝儀被仰上可被下奉願候、已上

註

・喜平次 上杉治広。幼名保之助、のち喜平次。上杉氏第九代重定の第四子。生母は妾小川氏女。宝曆十一明和元年生れ、天明二月、鷹山の養子となり、同年九月元服して治広と改名。天明五年、治憲(鷹山)隠居に次いで第十一代藩主として襲封した。

・治広が痘瘡にかかったのは寛政六年二月廿五日からのことで、御中之間御番医師仙仁久菴・三瀨玄寿・草刈道格・水野道益らが治療に当った。

・右により、本状は寛政六年六月八日付の書状なり。

尚々、

去ル十日出之華翰相達、久々振ニ而拝面之心地ニ而御懐ケ敷  
 忝ク奉レ存候、先以高家増々御壯健ニ御凌被レ成珍重之御儀  
 奉レ存候、随而嶋家無レ別条ニ罷在候間、乍レ慮外ニ御休意可レ被レ  
 下候、扱先達而脯ヲ差上申候御礼被レ仰下ニ赤面之至ニ奉レ存候、  
 思の外日数隙取候様子ニ而風味如何御座候哉と奉レ存候、且  
 又此節何より之佳品三種御恵投被レ下千万忝、不ニ打置ニ早  
 申付干茹食用仕候処、風味不レ勝言語程ニ思ヘ申候、段々忝  
 厚御礼申上度候、家内なども宜御礼申上度と申候、当年は貴  
 邦も米作不出来之様子ニ而米も高直之由ニ承知仕候処、段々  
 御救意之御様子、土民至而難有かり申候様子ニ承知仕候、誠  
 ニ不レ絶ニ勤信ニ候、其上当節江劬<sup>(戦)</sup>山御手伝被レ蒙ニ仰ニ御物  
 入之段驚入申候、段々之評判ニハ至而御恵深キ御様子も承り、  
 何角ニ付而も御行届被レ遊候御儀と乍レ恐奉レ存候、且又玄長  
 も眼科出精仕候、此段御大悦可レ被レ下候

一、左馬之助儀、累年御世話ニ相成申候処、采陽ハ帰國為レ  
 致申度候、依レ之先便ニ忠林子迄内々申遣候、御聞も可レ被レ  
 下候と奉レ願候、いつれ追々可ニ申上候間、不レ悪様ニ奉ニ願  
 上候、近來は短日ニ相成、扱々諸用紛冗困り入申候、猶再  
 便万々可ニ申上候、早々頓首

九月廿五日認

津江栢寿

堀内忠意様

尚々皆々様へ可レ然奉願上候、菴戸氏へ御出之節、可レ然様  
 是ニ奉ニ願上候、以上

註

- ・玄長ニ矢尾板玄長・薫敷。
- ・忠林ニ飯田忠林・有倫。
- ・左馬之助ニ津江栢寿の門人。
- ・菴戸氏ニ菴戸善政(太華)。奉行。
- ・当節江劬山御手伝ニ治広が天明八年五月中、東叡山火之御  
 役を命ぜられたことをさす。
- ・右により、本状は天明八年九月廿五日付の書状なり。

第六五号文書 津江栢寿書狀 堀内忠意宛

尚々甚多忙ニ而龜文言御覽兼可レ被レ申候、御免可レ被レ下候  
 任ニ幸便ニ翰奉レ呈候、未余寒強御座候得共、益御壯健ニ御  
 揃被レ成恭賀仕候、随而嶋家無レ別儀ニ罷在候、乍レ慮外ニ貴意  
 安被レ思召ニ可レ被レ下候、夙先達而も御聞及可レ被レ下候、左馬  
 之助事倅敬寿為レ迎松前表へ差越可レ申管之処、旧臘之書状ニ  
 三月十五日帰郷可レ仕様ニ申越候ニ付、一先見合可レ申奉レ存候  
 処、昨今年始書状到来候ニは、松前おもて十三年ぶりニ痲瘡  
 流行仕甚多忙之由、三月比至而盛ニも可ニ相成一段申越候、依  
 而三四月雪消次第発足仕候様ニ申越候、左候へハ又々六月ニ



も相成、益後と申無<sup>レ</sup>抛病用懸<sup>レ</sup>合と申候而、当年も逗留ニ  
及可<sup>レ</sup>申候、右ニ付急ニ左馬之助松前へ差越可<sup>レ</sup>申候、多年御  
世話被<sup>レ</sup>成下<sup>一</sup>、御願を以可<sup>レ</sup>成にも可<sup>レ</sup>相成こと大慶不<sup>レ</sup>過<sup>レ</sup>之候、  
誠ニ雀躍之至ニ奉<sup>レ</sup>存候、依而厚御礼も可<sup>レ</sup>申上<sup>二</sup>之処、同人  
親共ハ御<sup>〓</sup>も可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>御座、誠ニ無一物旅人ニ而御座候間、  
無其儀ニ真平<sup>〓</sup>御海忍可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候、<sup>〓</sup>り候ハ、御礼等罷上  
り可<sup>レ</sup>申候、私方も跡方御礼万々可<sup>レ</sup>申上<sup>二</sup>候、此段甚以取紛  
罷在御用捨可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候、此節は道中ハ安心可<sup>レ</sup>仕候得共、若  
年と申行跡之処、無<sup>二</sup>心元<sup>一</sup>松まへニ罷越、ふん別候様ニ心懸  
候様ニ精々被<sup>レ</sup>仰聞<sup>二</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下奉<sup>二</sup>願上<sup>一</sup>候、近十七衛門様子次  
第為<sup>二</sup>商売<sup>一</sup>申度よし、左馬之助方申越候、此仁同伴ニ候へば、  
毛頭案し申事も無<sup>レ</sup>之候、何分にも此段飯田氏御相談ニ而宜  
々御取斗可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下奉<sup>二</sup>願上<sup>一</sup>候

一、江戸おもても麻疹流行も所々ニ而申候へ共、私など一向  
見当り不<sup>レ</sup>申候、私方麻疹精要会説仕候、此書都東ニ而甚流  
行仕候、追々麻疹之儀可<sup>レ</sup>申上<sup>二</sup>候、左様御心得可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候、  
猶再便万々可<sup>レ</sup>得<sup>二</sup>御意<sup>一</sup>候、早々不備

二月十九日

津江栢寿

堀内忠意様

参ル人々御中

尚々左馬之助旅金之儀、飯田氏へ頼遣申候間、御評判之上  
松前迄之積リニ而可<sup>レ</sup>然御願申上候、くれ<sup>〓</sup>此段奉<sup>二</sup>願  
上<sup>一</sup>候、以上

註

・左馬之助ニ津江栢寿の門人。その字が敬寿。

・飯田氏ニ飯田忠林・正倫。

### 第六号文書 津江栢寿書状 堀内忠意宛

幸便ニまかせ一筆啓上仕候、先以嚴寒之砌、増御壯健ニ御凌  
被<sup>レ</sup>成、御家内様無<sup>レ</sup>御別条ニ珍重之御儀ニ奉<sup>レ</sup>存候、次ニ野生  
方無<sup>レ</sup>異儀ニ相暮申候、乍<sup>レ</sup>憚御休意可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候、貴邦も当年  
は大雪と承申候、嗚々御寒氣強可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>御座<sup>一</sup>奉<sup>レ</sup>存候、追々評  
判仕候

一、被<sup>レ</sup>仰下<sup>二</sup>候麻疹之方取しらへ、追々差上可<sup>レ</sup>申候  
一、奇病之症被<sup>レ</sup>仰下<sup>一</sup>、御返書差上可<sup>レ</sup>申と奉<sup>レ</sup>存候処、御状  
拝見仕候夜、神田辺出火御座候処、折節風烈ニ有<sup>レ</sup>之、家内  
大ニ騒申候而何方へ御状仕舞候哉不<sup>レ</sup>相知候、夫故書返不<sup>レ</sup>仕  
候、御高免可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候

一、貴邦之名産熊肉御恵被<sup>レ</sup>下、早速風味仕候処、誠ニおと  
かひをた<sup>〓</sup>候而賞衛仕候、厚御礼申上度候、し<sup>〓</sup>茸是又忝  
風味仕候、至而香ひ宜、扱々忝奉<sup>レ</sup>存候、為<sup>レ</sup>答礼ニ千貝五嶋  
鯛進<sup>上</sup>之仕候、御笑納可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候、乍<sup>レ</sup>筆末左馬之助事厚  
御世話被<sup>レ</sup>成下<sup>二</sup>候段、重疊難<sup>レ</sup>有仕合ニ奉<sup>レ</sup>存候、右親共至而  
之貧窮、殊ニ職人故御礼等も出来兼申候、御高免可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候  
一、乍<sup>レ</sup>筆末<sup>二</sup>道庵子江宜々奉<sup>二</sup>願上<sup>一</sup>候、只今殊外取紛早々御

高免可被<sub>レ</sub>下候、いつれ来陽殘候可<sub>レ</sub>申上<sub>二</sub>候、以上

十二月十八日

津江栢寿

堀内忠意様

註

・左馬之助<sub>レ</sub>津江栢寿の門人。

・道庵子<sub>レ</sub>草刈・良偃。

### 第六七号文書

津江栢寿書状

堀内忠意宛

一翰奉<sub>レ</sub>捧候、嚴寒之節弥以御壯健御勤被<sub>レ</sub>成珍重奉<sub>レ</sub>賀候、  
隨而野生儀無<sub>レ</sub>異事<sub>ニ</sub>罷在候、乍<sub>レ</sub>憚貴意安被<sub>レ</sub>思召<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下  
候、且先達而も相得<sub>ニ</sub>御意<sub>ニ</sub>申候、長崎表胡兆新方<sub>方</sub>先達而書  
翰至来、殊<sub>ニ</sub>珍敷医書一冊、是は未夕日本へ渡り不<sub>レ</sub>申書<sub>ニ</sub>  
て甚珍重<sub>ニ</sub>御座候、乾隆之比<sub>方</sub>段々相撰候而、漸々嘉慶六年  
之比出来申候書<sub>ニ</sub>て御座候、種々之名方有<sub>レ</sub>之、試候所甚能  
キ方共有<sub>レ</sub>之候、重宝仕候、一昨年之西遊、只書のミ<sub>ニ</sub>て外  
ニ<sub>ニ</sub>護物無<sub>レ</sub>之、彭寿西遊之事、追々進<sub>メ</sub>候得共、進<sub>ミ</sub>不<sub>レ</sub>申様  
子<sub>ニ</sub>も有<sub>レ</sub>之、短座と申、其上彼是氣遣仕候事と被<sub>レ</sub>存候、頃  
は進<sub>メ</sub>不<sub>レ</sub>申候、道宜殿西遊<sub>ニ</sub>御願相濟、来二月頃出立之由、  
大慶此事<sub>ニ</sub>御座候、私は来春ハ松嶋辺一見<sub>ニ</sub>參候度奉<sub>レ</sub>存候、  
暫心掛候得共寸隙むだに月日を暮し申候、一生の思ひに  
とふそ一見仕度候、序<sub>ニ</sub>疇昔之宜<sub>ニ</sub>て貴邦へも立寄皆様へ御

目<sub>ニ</sub>懸<sub>レ</sub>申度候、いか<sub>レ</sub>相成可<sub>レ</sub>申哉無<sub>ニ</sub>心元<sub>ニ</sub>候得は、いろ

く殊外寒中之御尋問皆様へ上ケ不<sub>レ</sub>申候、御序之節宜布御  
伝声相折候、頓而来ル春と目出度申殘候、已上

十二月廿五日

津江栢寿

堀内忠意様

尚々御家内様へも宜<sub>ニ</sub>御伝声奉<sub>レ</sub>願候、以上

註

・彭寿<sub>レ</sub>山口彭寿・吉信。寛政七年、津江栢寿が米沢に招かれ  
痲瘡治療に当たったとき入門。

・道宜<sub>レ</sub>平田道宜・範淑。寛政四年に佐藤平三郎、同七年に津  
江栢寿がそれぞれ米沢に聘せられたとき、その御用掛を勤め  
る。のち享和三年、好生堂総裁となる。

### 第六八号文書

津江栢寿書状

堀内忠意宛

任<sub>ニ</sub>幸便<sub>ニ</sub>呈<sub>ニ</sub>翰<sub>ニ</sub>候、先以向寒之節<sub>ニ</sub>相成候得共、愈御多福  
ニ<sub>ニ</sub>御勤御家内様へも猶更御壯健<sub>ニ</sub>御座被<sub>レ</sub>成珍重之御儀<sub>ニ</sub>奉<sub>レ</sub>  
存候、次野生無<sub>レ</sub>別儀<sub>ニ</sub>嶋室不<sub>レ</sub>殘壯健<sub>ニ</sub>罷在候、乍<sub>レ</sub>慮外<sub>ニ</sub>御休  
意可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、先達而は種々之珍産御患投被<sub>レ</sub>下朝昼暮夜賞  
衛仕候、扱可<sub>レ</sub>笑事ハ御患投之蘇葉至而品合宜御座候、上下之  
後余程日過候而遣可<sub>レ</sub>申由<sub>ニ</sub>、門人取出製可<sub>レ</sub>申之處、内方小  
鯛躍出候由<sub>ニ</sub>而、早束申聞候、右之仕合其節御礼不<sub>ニ</sub>申上<sub>二</sub>候、

是ハ拙者不調法ニ而無之、全ク足下之深く入置候而何も不被<sub>レ</sub>仰被<sub>レ</sub>下候間、扱々残念ニ奉<sub>レ</sub>存候、乍<sub>レ</sub>然風味少も違不<sub>レ</sub>申候、外之品ニ襍焚候へハ至而風味宜寛申候、段々難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>存候、其儀ハいろく松茸ハ猶又宜風味賞翫仕候、其外名産委ク尽し申候、御札難<sub>レ</sub>述筆紙奉<sub>レ</sub>存候、且又サンマノ乾魚十五尾差斗上之仕候、御風味可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、別ニ紋羽足袋老束上申候、是ハ唯之足袋ハ格別暖ニ強ク御座候、御用被<sub>レ</sub>成候而、其後御入用ニも御座候ハ、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰下候、いつとても上可<sub>レ</sub>申候、左様思召可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、頃ハ又々袍瘡流行少々凌無シ、漸廿三夜之子ノ刻時分此書状認、眠気交リニ認候故御読兼御推察可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、奉<sub>レ</sub>願上候、以上

十月念三日

津江栢寿

堀内忠意様

参ル人々御中

尚々、乍<sub>レ</sub>憚御家内様へも可<sub>レ</sub>然奉<sub>レ</sub>願上候、以上

第一三〇号 川本幸民書状 堀内忠亮宛

「堀内忠亮様

当用

川本幸民

昨日ハ存外之大雪ニ御座候、益御清穰被<sub>レ</sub>成ニ御座ニ奉<sub>レ</sub>拝賀一候、

一、昨日ハ御来駕被<sub>レ</sub>成下ニ難<sub>レ</sub>有仕合奉<sub>レ</sub>存候、其節御閑ニ相

伺置可<sub>レ</sub>申所失念仕候、可<sub>レ</sub>相成候ハ、此者へ被<sub>レ</sub>仰聞可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下、右相伺度万残期ニ拝趨之時候、草々頓首

正月八日

第一三四号文書 川本幸民書状 堀内忠龍宛

〔端裏〕  
堀内忠龍様

当用

川本幸民

鬱陶敷天氣ニ御座候処、愈御清適被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>渡奉<sub>レ</sub>賀候、然はヒユヘラント五卷目御覽相済居候ハ、少々之内御返却被<sub>レ</sub>成下候、此ものへ御附<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、尤只今御用中ニ御座候ハ、差急候には無<sub>レ</sub>御座候、四卷目も可<sub>レ</sub>差上ニ答ニ御座候へとも、尚校定仕居候間、近日上京之節新編とも持参仕度奉<sub>レ</sub>存候、先ハ右之義相伺度草々如<sub>レ</sub>此御座候、勿々頓首

正 誤

文書番号	誤	正
第九六号文書 表題	坪井信道書状	杉田成卿書状
堀内文書目録	九六号(坪井)信	九六号(杉田)信

日本医史学会例会記事

二月例会 二月二十六日(土)

於慶応大学医学部解剖学教室第一講堂

一 瑞方面山の「典座教訓聞解」について

関根 正雄

本講演は原著として本号に掲載。

二 切手に表はれた細菌学・生物学

蓮見 武爾

I

切手に表はれた細菌学の歴史を回想するのは甚だ興味ある事である。以下映写した切手の名称を略記する。

(1) 種痘。ハイジエッターによる種痘、キューバのロマイ、トルコの人痘接種法、沖繩の仲地紀仁等。

(2) リケッチア。虱伝染説を説へたニコル、ロシヤ・リマ。

(3) 獣疫。南阿諸国に多い牛ベスト予防注射の状況及獣医学者フティラ・ラモン・ベシナ等。

(4) パストール、コッホ、メチニコフ、カルメット、ペーリング、エールリッピ、ヴィダール、クラア、フレミング。他に

ソ連の細菌学者ザボロトニ、ガマレア。

(5) 梅毒に関係ある人々としては、フラカストロ、フンボルト、バラセルズ、ズマラガ、ワン・スィーテン、ヘルモント、

アンブロアズ・パレ、ブルハーベ、ウィルヒョー、レバーヂチ、野口、マリネスク、フルニエ、ベヒテリユー、ヘブラ、シャルコー、パンサン、ワグナー・ヤウレッジ等を御紹介した。

II

生物学としては次の切手を紹介した。

(1) 原始人の切手として人猿、猿人、旧人、新人を更に新人の画いた壁画種を紹介す。

(2) その他の生物学者としては、ファールブル、メンデル、パーバンク、ミチューリン、キュビエ、リンネ、オーデュボン、ダーヴィン等を紹介す。

三 河野通俊氏の業績

蓮見 武爾

同氏は明治四三年二月二日、山梨県東八代郡御坂町字夏目に於て、河野領造氏の三男として生れ、山梨県立日川中学を経て、慶応義塾大学医学部を昭和十一年卒業し、北里研究所に入り、川村麒也教授の下に病理学を学ぶ。昭和十二年より昭和十五年二月迄の間応召し、中支方面の衛生勤務に服す。召集解除後は再び北研に戻り、主として孵化雞卵培養法による濾過性病原体の研究に専念したるも、当時の戦局の下にありて、何時再召集に服するやも知れざるを以て昼夜兼行にてその研究に精進す。昭和十六年に到り兵站自動車隊付軍医として再召集され泰国に上陸し、險峻なる泰緬国境を経て昭和十七年三月陸路ラングーンに進駐す。

この頃初めて熱地に進駐したる兵員は熱帯病の一たる Dengue 熱

に斃るる者多く、最盛期には過半数の兵員が之に斃れ、戦力保持上重要な問題として上より注目されるに到る。同氏はこの情勢を見て深く意を決する処あり、多忙なる軍務の傍ら同地パストール研究所の施設を利用し、その研鑽せる孵化培養法を利用し、同病原体の培養を試みて成功し、更に之より病原体を集めて予防接種液を創製し、我軍兵員に使用し絶大な効果を得たり。

この間連日部隊勤務終了後同研究所に到り、研究に努め深更或は天明に到る事連日にして、之を見たる同研究所勤務員は、果して同氏が何時休息するやを疑い、その研鑽振りに一驚せり。

その研究成績は軍当局の認める処となり、同氏はビルマ方面軍防疫給水部へ、更に在シンガポール、南方総軍防疫給水部へ転属を命ぜられ、研究に専念する事となれり。

昭和十七年秋、東京に於て大東京医学会が開催せらるるに当り、同氏は之に出題せるも階級低きを以て（当時軍医中尉）出席を許されず、僅かに培養孵化鶏卵と講演要旨を托し同会議に発表せり。

然れ共培養孵化鶏卵は途中雑菌汚染の為変質し、僅かに講演発表のみに止まりたるを以て同氏は非常に落胆せるも、再び研究の続行に懸命の努力を傾注せり。

昭和十八年四月に到り、当時建設中の泰緬鉄道の工事現場にコレラが大流行するに際し、南方軍防疫給水部は主力を挙げて出動し、同病撲滅に当る事となり、同氏も研究を中断し、部隊と共に泰国南部カンチャナブリに前進し、コレラ予防に挺身中昭和十八年六月六日同地にて死亡す。

同氏の業績は戦火の為全部失はれ、現在となつては之を求むるに術なきも、デング熱に対し孵化鶏卵培養法による病原体を集めて予防接種液を作り、人体に試み成功せる事は当時のデング熱の研究過程に未だ試みられざりし点にして、之に成功せる同氏の業績は偉大なりと云うを得るものと思惟す。

#### 編集者註

当日、河野氏の夫人も会場に出席されて、蓮見氏の講演を感概深く聴き入っていました。

#### 三月例会 三月二十五日（土）

於順天堂大学医学部九号館三番教室

一 吾妻鏡を中心として見た鎌倉の医師 樋口誠太郎  
本講演の抄録は次号本誌に掲載。原著は四号に掲載します。

#### 二 華岡青洲の外科道具の比較研究

緒方富雄（演）、小川鼎三 中野 操 大島蘭三郎  
谷津 三雄 酒井 シツ 市河作之助 松本善次郎  
本講演は近く原著で本誌に発表の予定

尚、当日、本会々員の竹内宏一氏、佐藤美実氏が各々所蔵される外科器具、産科器具を持参し、示説された。

日本医史学会関西支部大会記事

福井県医師会館落成記念若越医学史展の開催を機に福井郷土史懇談会との共催にて次の通り関西支部大会を開きました。

記

と き 五月二十一日(日) 午後〇時半より

ところ 福井市立郷土歴史博物館(医学史展会場)

こうえん

- 一、馬島健吉と福井医学所 津田 進三(金沢市)
- 二、岡山藩医学教師ロイトルの新資料について 石田 純郎(岡山大学)
- 三、岐阜医学学校について 青木 一郎(岐阜県)
- 四、明治時代の細菌図譜 藤野恒三郎(大阪大学)
- 五、三河出身の適塾門人について 安井 広(愛知県)
- 六、わが国の牙科矢 杉本 茂春(大阪市)
- 七、(ハヌキヤ 抜歯器)について 阿知沈五郎(京都市)
- 八、山脇門下の若越医人について 中野 操(大阪市)

若越医学史展は本学会会員岩治勇一、竹内真一両氏の甚大な努力で見事な成果を収めた。展覧会出品目録は次号に紹介する。

『日本医史学会雑誌発行業務に関する覚書』

一、誌名 日本医史学会機関誌

日本医史学会雑誌(季刊)

右の著作物について発行者代表 日本医史学会理事長 小川鼎三(以下甲と称す)と、製作協力者 金原出版株式会社社医学文化保存事業部代表取締役社長 内山勇次(以下乙と称す)との間に左記の通り発行業務に関する覚書を締結する。

- 一、甲は日本医史学会雑誌(以下本誌と称す)第十八巻第一号からの製作を乙に委嘱し、乙は甲の編集委員会の指示に従って、その製作および発送業務を引受け行なうものとする。
- 一、本誌の編集に関する一切の業務は、従来通り甲が責任をもつて行なうものとする。
- 一、甲は本誌の記載内容について一切の責任を負うものとする。
- 一、本誌の校正に関しては甲の責任とする。ただし、甲は乙に協力を求めることができるものとする。
- 一、甲は本誌六〇〇部と別刷の製作および発送に関する一切の費用を乙の請求にもとづき支払うものとする。
- 一、甲、乙当事者は本会発展のため互いに密接な連絡をとり、本覚書を遂行するよう協力するものとする。
- 一、本覚書に定めてない事項または疑義を生じたときは、甲、乙協議の上これを定めるものとする。
- 一、本覚書を確守するため本書二通を作成し、当事者記名捺印の上、各自一通を保有する。

昭和四十七年五月八日

(甲) 発行者代表 日本医史学会  
理事長 小川 鼎 三

(乙) 製作協力者代表 金原出版株式会社  
医学文化保存事業部  
代表取締役社長 内山 勇次

## 日本医史学会々則

第一条 本会は日本医史学会と称する。

第二条 本会は医史を研究しその普及をはかることを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 一、年一回、総会を開く。
- 二、本会の機関誌として『日本医史学雑誌』を発行し、これを会員にわかす。
- 三、随時、地方会、例会を開き、研究発表、展覧などを行なう。
- 四、日本の医史学界を代表して内外関係學術団体との連絡協力をはかる。
- 五、その他の事業。

第四条 本会の主旨に賛成しその目的達成に協力しようとするものは、理事または評議員の紹介を経て会員となることができる。

第五条 会員は会費として年額二〇〇〇円を前納する。ただし外国に居住する会員は年額一〇ドルとする。

会員は研究発表および本会の事業に参加することができる。

本会に名誉会員と賛助（維持）会員をおくことができる。名誉会員は本会の事業に多大の貢献した者を評議員会の議をへて推せんする。賛助会員は本会の趣旨に賛同し、年額一万円以上を収める者とし評議員会の議をへて推せんする。

第六条 本会に次の役員をおく。

- 一、役員は理事長、会長、理事、監事、幹事とする。
- 二、理事長は一名とし理事会で互選し本学会を代表する。
- 三、会長は年一回の総会を主催し、その任期は總會終了の日までとする。

会長は理事会の推せんにより理事長が委嘱する。

- 四、理事は若干名とし、理事長を補佐し会務の遂行にあたる。

理事、監事は評議員の中より評議員会の推せんにより理事長が委嘱する。

五、本会の実務を処理するため、常任理事二名、幹事若干名をおく。常任理事は理事より、幹事は

会員より理事長が任命する。

六、役員任期は二年とし重任を妨げない。(ただし会長を除く)

以上の役員は総会の承認を得るものとする。

第七条 評議員は若干名とし、普通会员の中より理事会の

推薦により総会で決める。

評議員会は本会の重要な事項を議決する。任期は役員に準ずる。

第八条 本会の事務所は順天堂大学医学部医史学研究室内

(東京都文京区本郷二の一)に置く。

第九条 本会は理事長の承認により支部または地方会を設

けることができる。

第十条 会則の変更は総会の承諾を要する。

### 『日本医史学雑誌』投稿規定

発行情日 年四回(三月、六月、九月、十二月)末日とする。

投稿資格 原則として本会々員に限る。

原稿形式 原稿は他雑誌に未発表のものに限る。和文の表

題、著者名のつぎに欧文表題、ローマ字著者名を記し、本文の終りに欧文抄録を添えること。

原稿は二百字または四百字詰原稿用紙に縦書きのこと。

原稿の取捨選択、掲載順序は編集委員が行なう。また編集の都合により加除補正することもある。

#### 原稿枚数

表題、著者名、本文(表、図版等を除く)で五印刷ページ(四百字原稿用紙で大体十二枚)ま

では無料とし、それを越えた分は実費を著者の負担とする。但し欧文原著においては三印刷ページまでを無料とする。図表の製版代は実費を徴収する。

#### 校

正 原著については初校を著者校正とし、二校以後は編集部にて行なう。

#### 別

刷 投稿者には論文掲載紙を五部無料贈呈する。別刷希望者には五十部単位で実費にて作成する。

#### 原稿送り先

東京都文京区本郷二丁目の一  
順天堂大学医学部医史学研究室内 日本医史学

会

#### 編集委員

大島蘭三郎(委員長) 石原 明 杉田暉道  
大塚恭男 酒井シヅ 沢井貫太郎



日本医史学会役員氏名 (五十音順)

理事長 小川 鼎三  
 常任理事 山形 敏一  
 常任理事 石原 明 大鳥蘭三郎  
 会計監事 宗田 一  
 理事 赤松 金芳 阿知波五郎 石川 光昭  
 今田 見信 内山 孝一 大久保利謙  
 大塚 敬節 大矢 全節 緒方 富雄  
 岡西 為人 蒲原 宏 佐藤 美実  
 杉 靖三郎 鈴木 正夫 鈴木 勝  
 宗田 一 竹内 薫兵 津崎 孝道  
 戸近太郎 中野 操 三木 栄  
 矢数 道明 吉岡 博人 和田 正系

日本医史学会評議員氏名 (五十音順)

赤松 金芳 安芸 基雄 阿知波五郎  
 石原 明 石田 憲吾 石川 光昭  
 今市 正義 今田 見信 岩治 勇一  
 内山 孝一 大鳥蘭三郎 大塚 敬節  
 大塚 恭男 王丸 勇 大矢 全節  
 緒方 富雄 小川 鼎三 岡西 為人  
 片桐 一男 川島 恂二 蒲原 宏  
 金城 清松 久志本常孝 榊原悠紀田郎

酒井 シヅ 佐藤 美実 清水藤太郎  
 杉 靖三郎 杉田 暉道 鈴木 正夫  
 鈴木 勝 鈴木 宜民 宗田 一  
 高木圭二郎 高山 担三 竹内 薫兵  
 田中 助一 津崎 孝道 津田 進三  
 戸近太郎 中泉 行正 中川 米造  
 中沢 修 中西 啓 中山 沃  
 長門谷洋治 中野 操 服部 敏良  
 福島 義一 藤野恒三郎 丸山 博  
 松木 明知 三浦 豊彦 三木 栄  
 三廻 俊一 森 優 谷津 三雄  
 山形 敏一 矢数 道明 山下 喜明  
 山田 平太 吉岡 博人 和田 正系

会員消息

インド医学勉強会

昨年暮ゴーカーレ博士のアーユルヴェーダに関する講演会が開かれたが、これが機縁となって今後もひきつづきインド医学を研究する会合をもちたいという話があった。すでに阪大には丸山博士の主宰するアーユルヴェーダ研究会があり、着実な研究を続けられているが、東京にはこうした集りがない。そこで去る六月十六日、石原明、杉田暉道、中田直道(インド哲学者、インド留学5年)、山田秀一、大塚恭男が横浜

市立大学医学部図書館において第一回の会合をもち、今後の研究方針などについて討議した。当面石原氏が所蔵しているアーユルヴェーダ関係書籍(サンスクリット文書多数を含む)の目録を中田氏を中心とするスタッフで作製することとなった。(大塚記)

昭和四十七年六月二十五日 印刷  
 昭和四十七年六月三十日 発行

日本医史学雑誌

第十八巻 二号

編集者代表 大鳥 蘭 三郎

発行者 日本医史学会  
 代表 小川 鼎三

〒二三 東京都文京区本郷二丁目

順天堂大学医学部医史学

研究室内

製作協力者 振替 東京 一五二五〇番  
 金原出版株式会社

医学文化保存事業部

〒二三 東京都文京区

印刷者 五協印刷有限公司  
 〒七四 東京都板橋区

南常盤台一三三

# 醫學の寶玉

## 復元シリーズ



弊社創業百年記念事業として、  
わが国医学の宝玉を完全復元し  
て、御鑑賞に供します。

第三回作品発売中

総監修 緒方富雄 東京大学 名誉教授

華岡青洲 書

# 医惟在活物窮理

青洲 震

巧芸版・絹本軸装 (115×42.5cm)  
桐箱入・緒方富雄先生箱書

限定五〇〇部

定価四〇、〇〇〇円 (送料他五〇〇円)

●次回頒布

日展審査員 長谷川 義起 作

杉田 玄白翁 ブロンズ像

(高さ35cm)

### ● 解説

緒方 富雄

「活物」とは「生体」のこと。「窮理」とは「探究」「研究」のことである。「活物窮理」とは生体について研究・探究することである。

世界にさきがけて、一八〇五年以来、全身麻酔下に乳癌その他の大手術によい成績をあげ、世界の近代外科の先駆となった華岡青洲(一七六〇—一八二五)は、「活物窮理」を外科医としての生命をかけた信条とした。

いまなら当然のこととおもえるが、その知見のとはいかなかった当時、青洲が先入観を排して、これを強く主張したのはたいした見識である。青洲の画期的な成功の秘訣もここにあったといえるべきであろう。

質と量の差こそあれ、青洲の「医惟在活物窮理」は今日でもあじわうべき名言である。

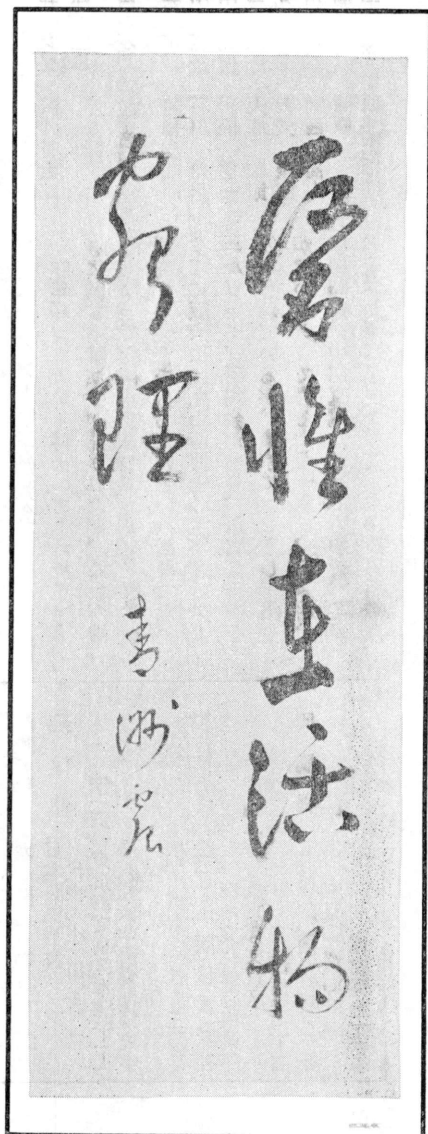
青洲は書家としてもその名が高く、ことにその草書は自由自在で見事である。ここに複製した一軸もその一つである。原品は絹本であって、絹本でなければ出ない味をたたえているので、原品にある大きな染みを製版の過程で取り除いて仕上げた。

落款にある「震」は、青洲の名である。また三代随賢を称した。

(二代華岡青洲氏蔵)

発行

金原出版株式会社  
医学文化保存事業部  
TEL 03 (811) 7161 (代表)



Dogen, the founder of the Sodo sect. Tenzo was the chief cook in the ancient Zenshu temple. He had to supervise the cookery for the living priests, in the formal Buddhist manner.

In this article, some considerations are made on the possible similarities to our present methods of food-preparation in hospitals.

## The Date of Chinese Poem by Shindo Tsuboi in Praise of Hippocrates

Tomio Ogata

The date of the famous Chinese poem in praise of Hippocrates by Shindo Tsuboi (1790—1848) had not been clear to the Present author, although he supposed it was 1829 or earlier. His recent study of the manuscript, "Collected Poems of Shindo Tsuboi", compiled by Shindo's son and son-in-law, disclosed that the poem in question was among ten poems under a common title indicating early winter (December) of the year 1827. The author affirms that the date is correct.

(Professor emeritus of University of Tokyo)

## Shohtatsu Iwaya, a Surgeon in Feudal Akita

Akitomo Matsuki

A brief biography of Shohtatsu Iwaya, a surgeon in feudal Akita is described in this paper. He went to Kyoto to enter the private school of Medicine founded by Ryohei Shingu and was trained for 3 years. Thereafter he entered the famous school of medicine "Tekijuku" at Osaka founded by Koan Ogata. Rikkei Sugita and Gentan Sugita were also his teachers in Medicine. He played an active part in the Akita district as a skillful surgeon. He wrote an essay entitled "Kochi-Yoh-johko" which describes his thoughts on the medical life of the Ezo area.

(Department of Anesthesiology, Hirosaki University School of Medicine)

# Diseases and a View of Disease in the NARA Period as Found in the YORO-Ordinance

Kichihei Miyasaki

It is well known that the YORO ordinance was established in 718 and came into operation in 758. The law revised from the TAIHO ordinance which was in effect from 703—758.

In this ordinance, people were divided into six groups according to age for purposes of taxation and conscription. It was also necessary for the purposes of taxation and conscription to determine whether they were healthy or not. Accordingly, diseases (or symptomés) might be separated into three degrees which were called in the law as "ZANSHITSU", "HAISHITSU", and "TOKUSHITSU". Only because of the necessity for taxation and conscription, the degree of the disease had to be determined by sight, that is, unscientifically.

According to this classification of diseases (or symptomés), "TOKUSHITSU" was the most severe, and "HAISHITSU" and ZANSHITSU" followed. If people had some of these diseases (or symptomés), they were able to be exempted from taxes or from military service by the law.

Analysing these diseases (or symptomés) described in the YORO ordinance we learn that, leprosy, epilepsy, lunacy, idiocy, cretenism, muteness, blindness, deafness, spinal caries (or rickets), filariasis, goiter, purulent dermatitis, tinea capitis (or favus) all may have existed in the NARA period.

(Department of Pathology, Kobe University School of Medicine)

## On Zuiho Menzan's "Denzakyokiun Monge"

Masao Sekine

Zuiho Menzan published "Tenzokyokun Monge" in 1769, and elucidated the "Tenzokyokun" which was related in 1237 by Eihei

近時、抗炎症の作用機作の一つとして  
注目されている

# 生体膜安定化作用の 強力な

当社研究・創製品

## 新発売

〈新〉鎮痛・抗炎症剤

# ノンフラミン<sup>®</sup>カプセル

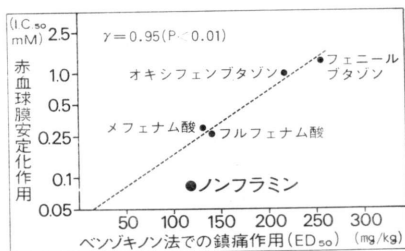
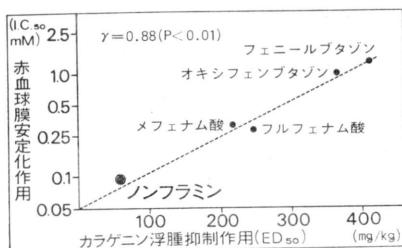
一般名＝塩酸チノリジン

ノンフラミンの生体膜(ライソゾーム※膜、赤血球膜、血小板膜など)安定化作用は、抗炎症作用・鎮痛作用と相関関係のあることが、基礎実験で明らかにされています。

※ライソゾームとは…

1955年に発見された生体の防御機構にあずかる細胞内顆粒で炎症もライソゾーム膜が不安定になりライソゾーム内の水解酵素などが放出されて起こることが明らかになりました。

### ●生体膜安定化と抗炎症と鎮痛の相関性



〈包装〉 ノンフラミンカプセル(50mg)  
100カプセル 500カプセル 1000カプセル

●本品には製品識別コードを採用しています  
製品コード番号＝Y-NO50

〈薬価基準新収載〉1カプセル(50mg) ¥28.00

昭和47年2月1日実施



製造＝吉富製薬株式会社  
販売＝武田薬品工業株式会社

# NIHON ISHIGAKU ZASSHI

Journal of the  
Japan Society of Medical History

Vol. 18. No. 2

June 1972

## CONTENTS

### Articles

- Diseases and a View of Disease in the NARA  
Period as Found in the YORO Ordinance  
.....Kichihei MIYASHITA...( 93 )
- On Zuiho Menzan's "Denzakyokiun Monge"  
.....Masao SEKINE...(107)
- The Date of Chinese Poem by Shindo Tsuboi  
in Praise of Hippocrates.....Tomio OGATA...(119)
- Shohtatsu Iwaya, a Surgeon in Feudal Akita  
.....Akitomo MATSUKI...(123)
- Remarks on the ISAI-IKO, Poems by SUGITA  
GEMPAKU.....Ranzaburo OHTORI...(127)
- Remarks on the SUGAWA RYUHAKU, a Physician  
of the Hirosaki Clan.....Akira MATSUKI...(135)

### Biography

- Rai Sanyo, Eine pathographische Studie  
.....Hideo FUJIKAWA...(139)

**Materials**.....(149)

**Notes from Monthly Meeting**.....(156)

**Miscellaneous**.....(159)

---

The Japan Society of Medical History  
Department of Medical History  
Juntendo University, School of Medicine  
Hongo 2-1-1. Bunkyo-Ku, Tokyo